

# PF<sub>I</sub>制度 参考資料

## 参考資料4

2010第1回国民の声（関連部分抜粋）	1
地方公共団体・民間事業者の許認可に関する意見	4
地方分権改革推進委員会第三次勧告（関連部分抜粋）	11
PF <sub>I</sub> 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続について	32
株式の移転、契約上の地位の譲渡に関する契約例	41
PF <sub>I</sub> 事業の中止事例等について	51
関係条文	58

## 2010年第1回国民の声(PFI関連部分抜粋)

提案区分	提案事項名 (タイトル)	提案の視点	提案の具体的内容	提案理由	提案の対象となる 予算(事務、事業) 及び組織の名称	提案主体名 (会社名・団体名)	措置の分類 (注)	措置の概要(対応策)
予算・ 組織	PFI事業者 選定プロセス における 提案書作成 費用負担の 軽減	行政手 続きの改 善	PFI事業において、 民間事業者がアイ デアや企画力を十 分に発揮しつつ、提 案作成費用負担も 合理化されるよう、 段階的に優良な事 業者が絞り込まれ ていくような多段階 選抜・競争的対話 方式を本格的に導 入する。	現在のPFI事業は、その根幹と もいべき民間事業者のアイデア や企画力の発揮を十分に行える 制度になっていない。PFI方式が 大きく普及しない最大の課題は 提案書作成費用の負担が大きい ことである。民間側にとって、提 案書作成費用が著しく増加傾向 にあり、このままではPFI事業が 撤退を余儀なくされる企業が続 出する。中小企業や地方の企業は 過度な提案作成費用を負担す ることが難しく、PFI事業への参 入ができない。行政側にとって も、入札・提案参加企業数の減 少による競争環境の悪化が問題 となる。したがって、PFI事業者 選定プロセスにおいて、多段階 選抜方式を本格的に導入し、優 秀な事業者を絞り込んだ段階で 詳細な提案を求めめるようにすべき である。	PFI事 業	社団法 人 関西経 済連 合会	b	現在PFI推進 委員会において他 省庁と連携の下、 PFI制度の改正 も視野に入れた検 討を行っている。

(注) a 対応  
b 検討





## 地方公共団体・民間事業者の許認可に関する意見

番号	意見の提出者	内容
1	地方公共団体	<p>事業を行うための建物の施設管理等を、要求水準書において「警備」という言葉を用いて求めました。この「警備」が警備業法の「警備」に該当するのかが問題となりました。提案ではSPC自らが要求水準書でいう「警備」を行う提案となっていたため、警備業法の「警備」に該当すると、SPCが警備業法の認定を受けなければならぬためです。最終的には、事業者に使用を許可した施設は、自らが管理しなければならぬ施設を自ら施設管理等を行うというところで、警備業法の「警備」に当たらないと判断しました。【警備業法第4条】</p>
2	地方公共団体	<p>解釈論に陥る恐れがあるので、ペーパーカンパニーとして機能する（実際に事業契約書に基づく業務をほとんど行わない）SPCであれば、事業契約の当事者であっても、当該事業の範囲に含まれる各種業務（例：警備業務における警備業法上の許可等）を取得している必要はない旨、内閣府等において明示していただきたいと思う。【警備業法第4条】</p>
3	民間事業者	<p>SPCが警備業の許可を取得しなければならぬ。                      SPCが業務を委託する法人が許可法人であり、SPCをみなし法人として扱い、SPCは許可を取得しなくても済むよう働きかけたが聞き入れられず、SPCが警備業の許可を取得した。そのため、常駐の有資格者をSPCに配置する必要（実際は警備業者からSPCに常駐で派遣されている役員が有資格者であったため、別途人件費は発生していない）が生じ、定期的な講習会への出席が義務づけられているため、継続的に交通費等が発生することとなった。【警備業法第4条】</p>
4	民間事業者	<p>SPCといえども会社法上は一般の株式会社と全く同様の扱いとなっているため（法制上の整理がなされていない）SPC自体も警察庁の指導に基づき、警備業法第4条に基づき警備業の認定を受けている。                      PFIの理念をいかに訴えても、当該理念を実現するための法制面の整理がなされていない以上、SPCとしては、警察庁の指導に従って警備業の認定を受け、指揮命令系統の明確性を担保するために本店所在地に専用の部屋を設け、警備業法上必要な資格者を配属し、役員変更のたびに多数の書類を準備して変更届を提出する等の各種事務手続きを行い、更に所轄警察署による毎年の立ち入りに備える等、警備業の認定に付随する様々な対応を求められている。                      これらの経済的・事務的負担はSPCにとって大きく、かつ入札前には予定していなかったものである。【警備業法第4条】</p>

## 地方公共団体・民間事業者の許認可に関する意見

5	民間事業者	<p>S P C が警備業法に基づく警備業許可を取得することを求められた案件があります。S P C は導管体であり専任の役員がいいため、S P C から警備業務を受託する企業が警備業許可を取得していることで認めて貰うべく交渉しましたが駄目でした。止むを得ないので維持管理企業が選任している S P C 取締役が警備員指導教育責任者を兼務して貰うことで S P C が警備業許可を取得しました。【警備業法第 4 条】</p>
6	民間事業者	<p>許認可については、S P C と構成企業の両者が許認可取得している。【有線テレビジョン放送法に基づくケーブルテレビ事業、電気通信事業法に基づくインターネット接続事業】</p>
7	地方公共団体	<p>火葬場経営許可については、自治体が経営許可申請者、S P C が管理者という位置づけになっている。P F I 事業における火葬場経営申請をどちらで行うか、判断基準が明確になっておらず、協議を要した。【墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項】</p>
8	民間事業者	<p>給食センター P F I 事業における食品営業許可の取得に関して、自治体と事業契約を結んでいる事業会社（S P C）が取得をすることがある。しかし、この場合 S P C に「食品衛生責任者」の有資格者が在籍しなければならぬが、通常 S P C は各構成企業から派遣された取締役・監査役のみの在籍となっており、給食センター運営の実務者でない者が在籍することがほとんどであることから、S P C 内の有資格者の在籍が皆無である。このため「食品衛生責任者」の有資格者を実務者として保有する運営企業に食品営業許可を取得させたほうが、事業に要する許認可の取得を円滑に行うことが可能と考えます。また P F I 事業における S P C から運営企業に運営面のリスクをパススルーする性質も考慮した場合、運営企業が運営に対する責任を持つという観点からも運営企業での食品営業許可の取得が自然と考えます。【食品衛生法第 52 条及び第 53 条】</p>
9	地方公共団体	<p>薬事法に基づく高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可については、S P C が許可を取得している。【薬事法第 39 条】</p>
10	地方公共団体	<p>本事業では、調達業務の履行にあたり、薬事法第 39 条第 1 項に基づく高度管理医療機器等の販売業の許認可を、S P C のみが取得している。本事業では、S P C は協力企業を介さず、自らが販売することとしていることから、S P C 内に管理者を設置している。【薬事法第 39 条】</p>
11	地方公共団体	<p>薬事法第 39 条第 1 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業・賃貸業の許可については、S P C と協力企業の両者が許可を取得している。なお、本許可に基づき、管理者を設置している【薬事法第 39 条第 1</p>

## 地方公共団体・民間事業者の許認可に関する意見

	項、第 39 条の 2】	
12	民間事業者	<p>薬事法第 39 条により、A E D (自動体外式除細動器) を施設に設置する際、S P C で購入して納入する必要があるため、高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可を新たに取得しなければならなかった。そのため、建設業者が事業の代表企業となり、S P C の運営会社となる例が多いため、新たな許認可取得の必要な場合の緩和措置があれば助かる。【薬事法第 39 条】</p>
13	民間事業者	<p>農家、農業生産法人、認定農家などではない S P C が農地を借りることができない。</p> <p>S P C が業務を委託する法人が認定農家であるため、法務省並びに市に詳細に説明し、S P C をみなし法人として扱い、直接認定農家への農地貸付を働きかけたが、法及び条例は変えられないのとことで、結局 S P C が営農者としての認定を受けることとなった。【農地法第 3 条】</p>
14	地方公共団体	<p>電気事業法では、法の基準に該当する電気工作物を設置する者は、その工事・維持及び運用の監督のために主任技術者を選任することと定めている。P F I 事業 ( B O O 等所有権移転を実施しないものを除く ) では、施設の工事・維持及び運用を含めた全てを民間事業者に委ねることから、上記主任技術者も民間事業者が選任することが望まれる。一方、P F I 事業とはいえ、所有権移転を伴う場合、通常、上記「設置する者」は地方公共団体となり、その選任義務は地方公共団体に残ってしまう。本事業では、経済産業省との協議の結果、「設置する者」と所有者は必ずしも一致する必要はないとの見解を受け、民間事業者を「設置する者」とすることにより上記問題を解決した。しかしながら、地方公共団体が所有する電気工作物の設置者が民間事業者であるという、複雑な状況が残ってしまった。</p> <p>P F I 事業などにより、その電気工作物の工事・維持及び運用の全てを他の者に委ねる場合には、設置者ではなくその受託者が主任技術者を選任できるよう法改正が行われることを要望する。【電気事業法第 43 条】</p>
15	地方公共団体	<p>発電設備の工事及び維持管理には電気主任技術者の資格が必要です。建設段階においては、手続きを簡易にするため、本市から電気主任技術者を選任しました。電気主任技術者は、施設の所有者に係らず、実質の管理者を「みなし」管理者として選任することが可能なので、今後は事業者側から電気主任技術者を選任する予定です。しかし、電気主任技術者を S P C から選任すると電気事業法としての維持管理運営リスクを O &amp; M J V にパズルでできません。一方、O &amp; M J V から電気主任技術者を選任すると、電気事業法上は、本市と S P C の関係が曖昧になってしまったため、今後の課題となっています。【電気事業法第 43 条】</p>

## 地方公共団体・民間事業者の許認可に関する意見

16	民間事業者	<p>S P Cから電気主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>S P Cが業務を委託する法人が有資格者を保有しているため、S P Cをみなし法人として扱い、当該法人からの選任を認めてもらうよう働きかけを行うが、自治体ごとにみなし法人としてもらえないケースと、してもらえないケースがあり、対応に苦慮している。みなし法人として認めてもらえない場合は、当該有資格者保有法人の職員をS P Cに出向させ、選任する必要があり、人件費等無駄な費用が生じている。【電気事業法第 43 条】</p>
17	民間事業者	<p>発電事業を行う一般廃棄物処理D B O事業において、電気事業法に基づくB T主任技術者及び電気主任技術者は、本来、施設設置者である発注者にて選任されるものと考えますが、入札公告等により、民間事業者の範囲として、民間事業者により選任している事例があり、その後の運用段階において、整合性を取る事に苦慮する事態が生じています。【電気事業法第 43 条】</p>
18	地方公共団体	<p>電気事業法第 43 条及び同施行規則第 53 条第 1 項並びに第 2 項の規定により、電気主任技術者を選任するためには、委託契約書の写しの提示、委託契約書は保安管理業務を委託することのみを内容とするものであることの 2 要件を 監督部より指導された。S P Cが自治体と締結した事業契約書では上記要件を満たせず、またS P Cと構成企業間との委託契約は、事業契約書の内容をそのまま反映させた内容であるため、唯一の例外として自治体側を委託者、構成企業を受託者として自家用電気工作物の保安管理業務委託を締結した。【電気事業法第 43 条及び同施行規則第 53 条第 1 項並びに第 2 項】</p>
19	民間事業者	<p>電気主任技術者を選任するためには、委託契約書の写しの提示、委託契約書は保安管理業務を委託することのみを内容とするものであることの 2 要件が 監督部より指導されました。S P Cが自治体と締結した事業契約書では上記要件を満たせず、またS P Cと構成企業間との委託契約は、事業契約書の内容をそのまま反映させた内容であるため、唯一の例外として自治体側を委託者、構成企業を受託者として自家用電気工作物の保安管理業務委託を締結しました。(実務的には委託者がペーパーカンパニーであるS P Cからの再委託では保安上問題という解釈)【電気事業法第 43 条及び同施行規則第 53 条第 1 項並びに第 2 項】</p>
20	民間事業者	<p>修繕工事における建設業法上の元請け責任が、S P Cに発生する。</p> <p>当該事業は包括的委託事業のため、施設の運転管理と併せ設備の維持管理のための修繕が発生します。この修繕は日常的な保守管理上のものと、設備を停止し定期的に行うものとがありすが、後者</p>



## 地方公共団体・民間事業者の許認可に関する意見

		<p>の修繕工事は、包括的委託事業以前は単独で建設業法に則って契約行為が行われた「請負工事」に類します。包括的委託事業はこの修繕工事も業務として包含され、工事実施にあたっては建設業法に定められた体制や行為を求められます。この場合、自治体との契約当事者がSPCであるため、一般的にはSPCが元請けと見なされ建設業法上の元請け責任が発生します。しかし、多くのSPCと同様に代表企業であるA会社も建設業許可、資格者を有していないために建設業法上の元請けになることができません。また、応募時や契約後にもその種の取得を義務付けられていませんでした。このような場合、SPCは上記修繕工事に関しては、元請け工事会社ではなく発注者（代行者）であるという解釈が妥当であると考えます。したがって、PFI事業では自治体・SPC・再委託業者間で建設業法に基づく立場・責任を事前に明確にした文書の締結が必要と考えます。【建設業法第22条】</p>
21	民間事業者	<p>SPCが宅地建物取引業者の免許を取得し、宅地建物取引主任者を専任で配置しなければならない。 SPCが業務を委託するデベロッパーが許可法人であり、SPCをみなし法人として扱い、SPCは許可を取得しなくても済むよう働きかけたが、自治体からSPCへの販売代理業務委託であるため免許取得が必要であるとの主張を変えたいため、SPCが宅地建物取引業者の免許を取得することになった。そのため、専任の取引主任者の人件費、主たる事務所の確保、営業保証金（1,000万円）の供託など、無駄な費用が生じている。【宅地建物取引業法第3条第1項、第15条第1項】</p>
22	地方公共団体	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定に基づき、管轄する市町村長の許可が必要であるが、当町の場合、近隣5市町で構成される「組合」による浄化槽清掃業の許可が必要になっている。SPCで構成されている協力企業は全て許可を得ているが、SPCに対して車両及び人員を貸与し、貸与された車両及び人員をSPCが管理し、SPCの責任において浄化槽汚泥の収集運搬業務を行うことは、同法律第7条第14項の再委託の禁止に接触しないか。また貸与された車両について、許可業者とSPCが平行して使用管理とした場合においても、浄化槽汚泥の収集運搬業務の再委託に接触しないか疑義が生じたため、SPCと協議の上、浄化槽汚泥収集業務をPFI事業から除外し、各協力企業との別契約とすることとした。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第14項】</p>
23	地方公共団体	<p>様々なPFI事業において関係すると考えられるゴミの収集・運搬・処理に関する事業については、法令により明確に再委託が禁止されており、事業運営にあたり排出者責任との関係から課題となると考える。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第14項】</p>

## 地方公共団体・民間事業者の許認可に関する意見

24	地方公共団体	<p>廃棄物処理法の再委託禁止規定のため、処理残さの運搬をSPC自ら実施することに伴うSPCの組織の不必要な大型化【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第14項】</p>
25	民間事業者	<p>廃棄物処理施設(都市ごみ焼却施設、下水汚泥等を扱う産業廃棄物処理施設など)の運営業務には、処理後に処理残渣やリサイクル不可物が生じることがある。地方自治体が運営している場合、残渣物は排出者として第三者へ外部委託処理できるが、PFI事業者の場合は、廃棄物処理法に委託要件があり、再委託に該当して運搬や処理を委託することができない。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第14項】</p>
26	民間事業者	<p>「廃棄物処理法」においては、排出事業者が「収集運搬処分業者」に廃棄物処分業務を直接委託しないといけないが、入札要綱で、SPCが当該業務を行うことと規定されていて、落札後、当該廃棄物処分業務費を含めた事業費で、発注者(公共)とSPCで事業契約を締結した。</p> <p>ただし、SPCが当該廃棄物処分業務を排出事業者である発注者(公共)に代わり、直接、収集運搬処分業者に直接委託できるのは、入札時点では、監督官署の確認をとっていなかったため、事業契約締結後、発注者(公共)が、監督官署と確認したが、結果的に、当該廃棄物処分業務は排出事業者である発注者(公共)が収集運搬処分業者に直接委託しないといけないこととなり、事業契約から当該廃棄物処分業務を除外することとなった。</p> <p>このため、SPCが特別の許可を必要とする業務は事業範囲から除外されたほうがいい。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第14項】</p>
27	民間事業者	<p>2つの案件では、一般廃棄物処理施設の運営事業と副生成物である灰の再資源化事業(セメント化などを)、廃掃法上の再委託禁止規定により、各事業毎の個別の契約としているにも関わらず、同一事業の事業範囲として発注している。また、両事業は、全く個別の業務にも関わらず、民間事業者同士に連帯責任を課している。</p> <p>再委託禁止規定により、各事業毎の個別契約とするのであれば、一つの事業とせず、別個に発注すべきだと考えます。また、一般廃棄物処理施設の運営事業と灰の再資源化事業は補完関係にない為、各構成企業としては、連帯責任を課されても責任を負う事が出来ず、事業リスクの過大な民間移転となっています。そもそも、廃掃法の再委託禁止規定と、PFIの標準スキームであるSPCを設立した上で構成企業へのリスク移転の考え方が全く相反しており、整合性を持った事業スキームの確立が困難になっていると考えます。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第14項】</p>

## 地方公共団体・民間事業者の許認可に関する意見

28	民間事業者	<p>事業は浄水場にて発生する汚泥の脱水処理および処理後に発生する脱水ケーキを有効利用する事業です。浄水処理により発生する汚泥は産業廃棄物であり、自治体が脱水処理を行っている場合は自ら処理にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）における処分の許可は不要となります。しかし、PFI事業として事業者が脱水処理業務を行う場合、自治体より排出された汚泥を事業者が業務として処理するため、SPCによる廃掃法における処分の許可取得が必要となり、その許認可取得において下記事項の問題が発生しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．再委託の禁止</li> </ol> <p>廃掃法では業務の再委託が禁止されているため、SPC自身が行う必要がある。そのため、廃掃法における業務の責がSPCに残ってしまう。（事業の安定性のため、業務を実施する構成企業に廃掃法における業務の責任もパススルーしたい。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2．許認可取得</li> </ol> <p>処分の許可を取得するための許認可の条件、スケジュールが自治体により大きく異なる（自治体によっては、許認可取得申請前に事前協議が必要な場合があり、事前協議に1年近くを要することがある）事業契約書にて許認可取得は事業者の責となるが、事業者にてコントロール出来ない部分が多く、事業運営上の大きなリスクとなっている。</p> <p>そこで、PFI手法による公共事業として実施する事業についての許認可は地方公共団体が実施する場合と同等の扱いとする等、法解釈における指針の制定をお願いしたい。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項及び第7条第14項】</p>
29	民間事業者	<p>SPCが産業廃棄物処理業者としての資格取得しなければならぬ</p> <p>SPCが業務を委託する法人が有資格者であるため、SPCの業務から外し、直接公共が処理業者（有資格者）に委託するか、SPCをみなし法人として扱い、受託者の資格のみで良いとするか、いずれかの変更を働きかけを行っている。（SPCが資格を取得することはほぼ不可能）【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項】</p>

（注）地方公共団体の意見と民間事業者の意見は、同一の案件である場合がある。

# 第 3 次 勸 告

～ 自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ ～

平成 2 1 年 1 0 月 7 日

地方分権改革推進委員会

はじめに

地方分権改革は、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を、一貫してできる限り地方自治体にゆだねることを基本として、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みである。こうした考えの下、地方分権改革推進委員会（以下「当委員会」という。）は、今次の地方分権改革の目標を、地方自治体を自治行政権のみならず自治立法権、自治財政権をも十分に具備した完全自治体にしていくとともに、住民意思に基づく地方政治の舞台としての「地方政府」に高めていくことと設定し、これまで 97 回に及ぶ委員会を開催し、精力的に調査審議を進めてきた。

当委員会は、これまでに 2 次わたる勧告を内閣総理大臣に提出し、地方分権改革の具体策を政府に提言してきた。

第 1 次勧告（平成 20 年 5 月 28 日）では、国と地方の役割分担の基本的な考え方を明らかにするとともに、それに基づいて、「重点行政分野の抜本的見直し」、「基礎自治体への権限移譲の推進」、「補助対象財産の財産処分の弾力化」について取り上げた。

続く第 2 次勧告（平成 20 年 12 月 8 日）では、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」と「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」について勧告を行った。

この第 3 次勧告（以下「本勧告」という。）は、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「地方自治関係法制の見直し」及び「国と地方の協議の場の法制化」を三つの大きな柱としている。

本勧告の三つの柱のうち、一つ目は「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」である。

自治行政権の分権については、第 1 次地方分権改革において、機関委任事務制度の全面廃止等広い意味での関与の縮小廃止について大きな成果が得られたところである。「地方政府」の確立に向け、当委員会において必ず果たさなければならない課題、それが自治立法権の分権であった。この分権のためには、地方自治体の条例制定権の拡大が必要であり、法制的な観点から地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において行政を展開できる仕組みを構築することが必要となる。当委員会は、これを「義務付け・枠付けの見直し」という改革テーマとして設定し、平成 19 年 4 月の委員会設置以来取り組んできた。膨大な作業、長時間にわたる調査審議を重ねるとともに詳細な検討を行い、ここに今次分権改革としての結論を得るに至った。

すなわち、第 2 次勧告において、義務付け・枠付けの対象範囲を整理し、その存置を許容する場合等のメルクマール（判断基準）を設定した上で、メルクマールに該当しない 4,076 条項の見直し対象条項については、条例制定権の拡大を図る方向で見直しを行う必要があると判断した。本勧告においては、その第 1 章で、第 2 次勧告において、メルクマールに該当せず見直しを行うべきとされた義務付け・枠付けに係る条項のうち、

特に問題があるとした事項である、(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続（以下「3つの重点事項」という。）について具体的に講ずべき措置の方針を整理した上で、3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置を提示した。また、3つの重点事項以外の見直し対象条項についても、第2次勧告に基づき具体的に見直し措置を講ずべきことを提言することとした。

三つの柱のうち、二つ目は「地方自治関係法制の見直し」である。

「地方政府」の確立のためには、地方自治体が自らの判断と責任においてその組織と財務のマネジメントを改革していくことを可能とするため、現行制度を見直していく必要がある。

こうした観点から、本勧告第2章では、行政委員会の必置規制の見直しと地方自治体の財務会計における透明性の向上等を提言することとした。

三つの柱のうち、最後は「国と地方の協議の場の法制化」である。

当委員会は「地方政府」の確立に向け調査審議を重ね、累次の勧告を行ってきているが、今後とも、国と地方を巡る様々な法令・制度の制定改廃は絶え間なく続くものであり、その際、国は地方自治体の自主性・自立性が確保されるように配慮し、同時に、地方の現場の実態等を聴取し、事務が円滑に行われるよう万全を期す必要がある。

そこで、本勧告第3章では、国と地方の協議の場の法制化に関し提言を行うこととした。

## 第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

### 1 義務付け・枠付けの見直しの経緯

第2次勧告では、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象としたところである。この範囲の義務付け・枠付け（以下「見直し対象条項」という。）について、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」への該当・非該当についての当委員会としての判断を示し、メルクマールに該当しないという結論を得た条項について、

廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、

手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、

手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、

のいずれかを見直しを行う必要があると勧告した。

また、このうち、

- (a) 施設・公物設置管理の基準
- (b) 協議、同意、許可・認可・承認
- (c) 計画等の策定及びその手続

については「特に問題があり、これらを中心に、当委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議を進め、結論を得る」こととしていた。

第2次勧告を受けて、各府省に対し、(a)～(c)の3つの重点事項に該当するものについて、上記の方針に従って見直しを行うことを求めて調査を実施した。加えて、各府省から回答を得た後に、当委員会として、全国知事会、全国市長会提言等で取り上げられているもの、法的効果等に着眼して特に調査審議が必要であるもの等について各府省からヒアリングを実施した。

これらの取組みを踏まえて取りまとめた「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」（以下「中間報告」という。）では、3つの重点事項の具体的に講ずべき措置の方針について、委員会として一定の整理を行ったところである。

その後、当委員会のワーキンググループ<sup>1</sup>において、各府省に対して、3つの重点事項についての方針に沿って、個別条項ごとの見解を提示し、これに対する各府省の見解を求める調査（以下「WG調査」という。）を行うとともに<sup>2</sup>、中間報告で示した

<sup>1</sup> 平成20年10月以降、小早川委員の統括の下に一橋大学高橋滋教授、東京大学斎藤誠教授の参加を得てワーキンググループを構成したものであり、義務付け・枠付けの見直しに関する検討作業を実施した。

<sup>2</sup> 「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について(依頼)」(平成21年7月2日府分権第80号)

方針について、その法的効果等について特に調査審議が必要であるもの等について、関係省からヒアリングを実施した。これらの作業を踏まえて、この度、3つの重点事項について具体的に講ずべき措置に関する当委員会としての結論を得たところである。

なお、このことは、見直しの対象が3つの重点事項に限られることを意味するものではない。第2次勧告に従い、メルクマール非該当の見直し対象条項のうち、3つの重点事項以外についても、廃止又は条例への委任等の見直しを行うべきである。

## 2 3つの重点事項の見直しに当たっての当委員会の認識

3つの重点事項の見直しに当たっての当委員会の認識は以下のとおりである。

(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続は、それぞれ形態を異にするものであることから、第2次勧告で示したとおり、見直しの方針はそれぞれ異ならざるを得ない。

(a)～(c)の3つの重点事項の見直しに当たっては、法律の規定そのものを廃止する、すなわち、その事務を行うかどうか、行う場合に手続、判断基準等を条例で定めるかどうかを含めてすべてを地方自治体が判断するという選択肢は、いずれの場合についても第一に検討されるべきである。もっとも、地方自治体の事務の処理又はその方法の義務付けを問題とする義務付け・枠付けの見直し作業においては、現行の規定そのものを廃止する結論が得られない場合も想定され、その場合においては、現行の規定を見直して、地方自治体に対して奨励する規定、条例に委任する規定等に移行する選択肢も許容せざるを得ない。

具体的には、現行の規定そのものの廃止が困難である場合には、

- (a) 施設・公物設置管理の基準の義務付けの見直しは、基準の条例への委任という方向が検討されるべきであり、その際には、条例制定の主体、条例制定に当たって地方自治体に課すことが許容される制約の程度が主たる問題になる。
- (b) 協議、同意、許可・認可・承認の義務付けの見直しは、より弱い形態への移行が検討されるべきである。
- (c) 計画等の策定及びその手続の義務付けの見直しは、「できる」規定化、例示化等により単なる奨励にとどめるということが検討されるべきである。

付言すると、各府省からの回答や各府省からのヒアリングにおいては、各府省から、義務付け・枠付けの見直しによって住民サービスが低下するおそれがあること、規制が緩和されて本来の政策目的が達成されなくなるおそれがあること、国の方針と整合性が確保されなくなるおそれがあることへの懸念が繰り返し表明された。例えば、施



設・公物設置管理の基準を条例に委任すれば、その基準に従って地方自治体が提供しているサービスの水準が切り下げられるのではないか、協議、同意、許可・認可・承認、また、計画等の策定及びその手続が見直されれば、地方自治体の施策は国の方針と整合性を確保し又は適正な手続に従って行われなくなるのではないか、ということであった。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直しとは、サービス水準の切下げでも、国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容でもない。国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである。

なお、全国知事会、全国市長会の提言等に盛り込まれている事項では、現行の基準の変更を求め、また、国の関与からより自由な地方自治体の施策を求める具体的なニーズを主張しているものも多い。しかしながら、こうした現実の具体的なニーズに対して、国の基準であることを維持したままで、また、国の関与を残したままで、その都度、国が個々に基準の見直し措置を講じたり、関与の行使内容を変化させたりするだけでは、地方分権改革の名には値しない。地方分権改革を進め、「地方政府」を確立する観点からは、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないというのが当委員会の基本認識である。

### 3 3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針

#### (a) 施設・公物設置管理の基準

##### 第2次勧告(抄)

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

基準の全部の廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)

基準の全部について条例に委任又は条例による補正を許容

基準の一部について条例に委任又は条例による補正を許容し、その他の部分について定量的でなく、また、個別具体的な方法等を含まない、一般的・定性的な基準への移行

## (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、地方自治体又はその機関<sup>3</sup>が施設・公物<sup>4</sup>を設置し、又は管理するに当たって、次のいずれかの義務付けに該当するもの(国又は都道府県若しくはその機関が協議を受け、又は同意、許可・認可・承認、指定等を行うに当たってこれらを条件としているものを含む<sup>5</sup>。以下「見直し対象施設等基準」という。)

- ・ 整備・確保すべき施設・公物の総量
- ・ 施設・公物の構造・設備、施設・公物に配置する職員の数<sup>6</sup>・資格
- ・ 施設・公物に配置する職員であることに着目した職員給与・研修
- ・ 施設・公物の利用者資格・利用者数

## (2) 見直しの方法

見直し対象施設等基準について、当該基準に係る規定そのものを廃止<sup>7</sup>するか、又は条例へ委任の措置を講ずる。

ただし、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものとして所管府省から文書で回答がある部分については、法令で基準が設定されていても、その内容を定量的、個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていると判断できることから、その存置を許容する。次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するよう新たに見直しを行うものについても同様である。なお、当該所管府省においては、条例を制定することが許容されていることについて、地方自治体に十分周知する等所要の措置を講ずべきである。

(イ) 見直し対象施設等基準(政省令、告示への委任規定を含む場合には、当該政省令、告示の内容を含む。)について、定量的、個別具体的な文言を何ら含まないこと。

(ロ) 見直し対象施設等基準について、当該基準の内容を、定量的、個別具体的に定

<sup>3</sup> 施設・公物の設置、管理に当たっての事務の処理又はその方法を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここを含む。

<sup>4</sup> 建築物その他の工作物のうち土地、自然公物に定着するものをいう。物的施設のほか、物的設備・器具、人的手段等を含めた総合体を指す。庁舎、事務所等、地方自治体又はその機関自身の使用に供する目的のものとは含まない。

<sup>5</sup> 対象条項において、これらの事項のみでなく他の事項をあわせて基準を定めている場合、見直しを求める対象はこれらの事項に限定されるものではなく、対象条項において定める基準の全部である。

<sup>6</sup> 個々の施設・公物に配置する職員の数のみでなく、施設・公物に配置する職員について地方自治体単位でその総数を定めているものを含む。

<sup>7</sup> 「廃止」とは、基準の全部の廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)によって、基準を条例で設定するか否かを含めて地方自治体の判断によるものとする見直しである。努力義務、配慮義務など、個別具体的な方法を含まない一般的な原則・方針にとどめる見直しを行う場合を含む。他方、単に基準の一部を廃止する場合は含まない。これは、ある基準が複数の条項にまたがって規定されているときに、このうちの一部の条項で定める基準を廃止する場合についても同じである。

めるために、条例を制定することが許容されていること<sup>8</sup>。

WG調査に対する回答において上記(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものとして所管府省から回答があった見直し対象施設等基準に係る法律条項については、別紙1別表1の「見直しの方針」欄に「存置」と記載した上で、「備考」欄に「条例制定許容」と記している。

なお、見直し対象施設等基準に係る法律の規定の一部が「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」又は「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」に該当すると判断できるものについては、それに係る部分の内容の義務付けは存置を許容する。

### (3) 条例へ委任する場合の制定主体

条例に委任する場合、条例制定の主体は、当該基準に係る施設・公物の設置管理の事務を担当する地方自治体とする。

例えば、設置管理の基準については設置管理の主体であり、許認可等の基準については許認可等の主体である<sup>9</sup>。また、設置管理に当たって許認可等が不可欠である場合には、許認可等によってはじめて設置管理が可能になるものであることから、設置管理の基準に従って許認可等が行われるものとされているときは、設置管理の基準＝許認可等の基準は許認可等の主体が定めるものとすべきである。

なお、第1次勧告において、市町村への権限移譲が勧告されているものについては、権限移譲されることを前提として条例制定の主体を判断する。

### (4) 条例制定に関する国の基準

条例への委任は、条例制定の余地が実質的に確保される方法で行われるべきである。このような観点から、条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべきである。

条例へ委任する場合における条例制定の基準（以下「条例制定基準」という。）については、現行法令では「従うべき基準」型、「標準」型、「参酌すべき基準」型の3つに類型化できる（別紙2「条例委任する場合の基準設定の類型」参照）。

このうち、施設・公物設置管理の基準を条例で制定するに当たって、「従うべき基

<sup>8</sup> 当該基準の内容そのものについて定量的、個別具体的に定めるために条例を制定することを許容しているものである。当該基準の内容について、いわゆる上乗せ、横出しを定める条例を制定することを許容しているものは含まない。

<sup>9</sup> 許認可等ではなく、届出が義務付けられている場合にも、届出の相手方が基準に照らして是正措置等を行うことが想定されているものであり、届出の相手方が基準を設定すべきものと判断する。

準」又は「標準」を国が設定するのは次の場合に限るものとし、見直し対象施設等基準の内容を条例制定基準に移行する場合も同様とする。

(イ)「従うべき基準」

国が設定する「従うべき基準」は、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものである。この「従うべき基準」を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

当該施設・公物の利用者の資格のうちの基本的な事項について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合

のほか、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合

当該施設・公物において必要とされる民間共通の士業等の資格について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合

(ロ)「標準」

国が設定する「標準」は、通常よるべき基準である。すなわち、法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容されるものである。こうした基準を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

当該施設・公物について全国の見地から一定のサービス水準を維持するために利用者の数、施設・公物に配置する職員の数について特に「標準」を示す必要がある場合

他方、「従うべき基準」及び「標準」と異なる性格を有するものとして「参酌すべき基準」という立法例がある。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 3 号では「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準」と規定されている。この「参酌すべき基準」については、国の役割を果たすために、地方自治体に対して「参酌すべき」ものとして示すものであることから、これを十分参照し、これによることの妥当性を検討した上で条例が制定されなければならない。しかしながら、法的には、条例の内容そのものを直接的に拘束しているものではない。十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されていることから、見直し対象施設等基準のうち必要最小限のものを、条例制定に当たって「参酌すべき」基準として規定することは許容する。

なお、この「参酌すべき基準」については、その法的性格をここで整理したとおり、

地域の実情に応じて、地方自治体が条例で異なる内容を定めることを許容するものであることから、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するもの<sup>10</sup>ということができる。

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

第2次勧告(抄)

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

協議、同意、許可・認可・承認の廃止(協議等の単なる奨励にとどめることを含む。)

事後の届出、報告、通知等の情報連絡への移行

(1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) 市町村が国、都道府県に対して行う協議、都道府県が国に対して行う協議<sup>11</sup>

(ロ) 市町村が国、都道府県から受ける同意、許可・認可・承認、都道府県が国から受ける同意、許可・認可・承認<sup>11</sup>

(2) 具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲のうち、同意を要する協議及び同意を要しない協議については、(i)の場合には同意を要する協議を、( )の場合には同意を要しない協議を許容する。また、許可・認可・承認については、( )の場合に限定する。なお、(i)のうち(a)(b)、( )のうち(d)~(h)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、それぞれ同意を要する協議を許容、許可・認可・承認を

<sup>10</sup> 当委員会では、これまで、事務の処理又はその方法(手続、判断基準等)の法令による義務付けについて条例による補正(補充・調整・差し替え)を許容することを、「地方自治体による法令の「上書き」を確保しようとするもの」と位置付けてきた。一方、この「参酌すべき基準」の場合には、同様に法律から条例に委任するときに条例の制定基準の一種として設定されるものであるものの、法令は一定の「基準」を示しつつ、これを(「従うべき」ではなく)「参酌すべき」ということが「法令の規範内容」である。このような「法令の規範内容」そのものは「上書き」されるものではないが、法令が示す一定の「基準」については「法令の規範内容」に沿って「参酌」されるものであり、その結果、法令が示す一定の「基準」と異なる「基準」が条例で定められることは許容されるものである。したがって、現在、国の法令で設定されている基準を条例に委任することとした上で、必要最小限のものを「参酌すべき基準」に移行させる見直しについても、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するものということができる。

<sup>11</sup> 協議を行い、又は同意、許可・認可・承認を受けることを義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここを含む。また、新設、変更、廃止それぞれについて協議が義務付けられている場合には、これらの条項すべてをここを含む。他方、法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して協議を行い、又は施設管理者の同意、許可・認可・承認を受けることを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行うものは除く。

許容するものと位置付けられているものである<sup>12</sup>。

(i)～( )のいずれにも該当しない場合には、( )の場合に意見聴取、( )の場合に事前報告・届出・通知、( )の場合に事後報告・届出・通知をそれぞれ許容し、いずれにも該当しない場合には廃止する。

なお、(i)( )( )( )の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。

( ) 同意を要する協議を許容する場合は次のとおり。

(a)<sup>13</sup> 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合

(b) 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合

法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの

国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの

地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

( ) 同意を要しない協議を許容する場合は次のとおり。

国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合

事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)

<sup>12</sup> 「地方分権推進計画」では「地方公共団体」と表記しているものを、ここでは「地方自治体」と表記している。

<sup>13</sup> (i)のうち(a)(b)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、同意を要する協議を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、 から に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの

同一の事案について国（都道府県）が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国（都道府県）が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの

私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの

- ( ) 許可・認可・承認を許容する場合は次のとおり。
- (d)<sup>14</sup> 刑法等で一般には禁止されているが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合
  - (e) 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合
  - (f) 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
  - (g) 法人の設立に関する事務を処理する場合
  - (h) 国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合
- 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの

- ( ) 意見聴取を許容する場合は次のとおり。
- 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合

- ( ) 事前報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。
- 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国（都道府県）が特に把握しておく必要が認められるもの

- ( ) 事後報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。
- 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合  
法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合

<sup>14</sup> ( )のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、許可・認可・承認を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

## (c) 計画等の策定及びその手続

### 第2次勧告(抄)

原則として、計画等の策定、内容、策定手続それぞれについて次の方針で見直すこととすべきである(計画等の策定手続のうち、(b)協議、同意、許可・認可・承認に該当するものについては、(b)に掲げる方針による)。

- ・ 計画等の策定の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
  - ・ 計画等の内容の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
- 又は条例制定の余地の許容
- ・ 計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)又は条例制定の余地の許容

### (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) 地方自治体又はその機関による計画、方針、指針、構想等(以下「計画等」という。)の策定の義務付け<sup>15</sup> <sup>16</sup>

(ロ) 計画等の策定に当たっての内容(盛り込むべき事項の記載)の義務付け<sup>16</sup>

(ハ) 計画等の策定に当たっての事前・事後の手続として次のいずれかを課しているもの

- ・ 議決(当該地方自治体のほか、国・関係地方自治体その他の関係者による議決、及びこのための協議会等の場の設置をいう。)協議・調整・意見聴取等・同意(当該地方自治体による国・関係地方自治体その他の関係者との協議・調整、及び関係地方自治体その他の関係者の意見聴取等・同意、並びにこれらのための協議会等の場の設置をいう。ただし、(b)の対象となるものを除く。)
- ・ 認定
- ・ 公示・公告・公表、閲覧・縦覧等<sup>16</sup>

### (2) 計画等の策定及びその内容の義務付け(イ)及び(ロ)に係る具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲のうち、(イ)及び(ロ)については義務付けを廃止する。具体的には、次のいずれかの措置を講ずることとする(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

<sup>15</sup> 計画等の策定及びその手続を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここを含む。ただし、計画等が、国、都道府県に対する協議、同意、許可・認可・承認の対象となる計画等の策定に係るものは含むが、その申請に当たって添付すべき書類の一つとされているにとどまる場合は含まない。

<sup>16</sup> A法で策定を義務付けている甲計画について、B法で甲計画の計画内容を変更する義務付け又は甲計画の策定手続を変更する義務付けを行っている場合には、A法のみでなく、B法による義務付けも含む。



- ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<sup>17</sup>
- ・ 計画等の策定に係る規定の「できる」規定化<sup>18</sup>又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化

ただし、計画等の内容に次の ~ に係る部分を含む場合には、計画等の策定及び ~ のそれぞれに係る部分の内容の義務付けの存置を許容する。

私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合

地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合

基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合

なお、計画等の内容に係る法律の規定の一部が「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」又は「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」に該当すると判断できるものについても同様である。

また、計画等の内容に次の に係る部分を含む場合には、次のいずれかの措置を講ずることとする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照）。

- ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<sup>17</sup>
- ・ に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化
- ・ （ に係る部分を含むが、 ~ に係る部分と不可分である場合）計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、 に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化

法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合

なお、財政上、税制上又は法制上の特例措置が講じられる内容が複数含まれ、個々に分離して措置を講ずることが許容される場合には、常に、そのすべての記載をしなければならないものではなく、個々がそれぞれ独立して任意的記載事項であることを明確化する。

<sup>17</sup> 計画等の策定及びその内容に係る規定としては廃止し、施策・事務に係る規定の範囲内で存置するものは、計画等の策定及びその内容の義務付けとしては廃止されたものと判断できる。

<sup>18</sup> 法律上の要件に該当する場合であっても策定する必要があるかどうかを選択できるものであることを明確化するために、「地方公共団体は、（一定の要件に該当する場合に）・・・できる。」と改めることをいう。

(3) 計画等の策定の手続(ハ)のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲の(ハ)のうち、議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもの(以下「見直し対象意見聴取等義務」という。)のうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為(地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く。)<sup>19</sup>については、見直しの方針は(b)と同様である。

これ以外については、見直し対象意見聴取等義務に係る規定そのものを廃止するか、又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定とする(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

ただし、議決、同意に係るものについては次の場合に限定して存置を許容し、また、協議・調整・意見聴取等については次の場合に存置を許容する。

当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合

具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合

地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合

地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合

なお、見直し対象意見聴取等義務のうち、～に該当するとして存置が許容されるもの以外の条項については、見直し後、必要に応じて地方自治体が条例で議決、協議・調整・意見聴取等・同意(以下「私人等からの意見聴取等」という。)の手続を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることを許容しないことになる場合には、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることができることを明示的に規定すべきである(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

<sup>19</sup> 法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して協議・調整・意見聴取等を行い、又は施設管理者の同意を得ることを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で協議・調整・意見聴取等を受け、又は同意を行うものは除く。

(4) 計画等の策定の手続(Ⅱ)のうち公示・公告・公表等の義務付けに係る具体的に講ずべき措置の方針

(1)の見直し対象範囲の(Ⅱ)のうち、公示・公告・公表、閲覧・縦覧等(以下「公示・公告・公表等」という。)に係るものについては、公示・公告・公表等に係る規定そのものを廃止するか、又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定とする(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

ただし、次の～の場合に限定して存置を許容する。

不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合

権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合

意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合

(5) 計画等の策定の手続(私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等)の個別具体的な方法の義務付けに係る見直しの方針

(1)の見直し対象範囲の(Ⅱ)のうち私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の方法を個別具体的に特定しているもの(以下「見直し対象個別具体的方法義務」という。)は、見直し対象個別具体的方法義務に係る規定そのものを廃止するか、又は例示化する(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

なお、見直し対象個別具体的方法義務については、見直し後、必要に応じて、地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る見直し対象個別具体的方法義務について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を定めることを許容しないことになると解される場合には、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定することができることを明示的に規定すべきである(別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参照条文」参照)。

#### 4 3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置

当委員会は、3の「3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針」に従い、見直し対象とされた3つの重点事項の個別条項について調査審議を行い、個別条項ごとに講ずべき措置に関する結論を得た。その内容は、以下のとおりである。

(a) 施設・公物設置管理の基準

別紙1の別表1

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

別紙1の別表2

(c) 計画等の策定及びその手続

別紙1の別表3

なお、これらのうち、全国知事会、全国市長会提言等で取り上げられているものは、次の表1～表3のとおりである。

## 別表3の凡例

### (c) 計画等の策定及びその手続

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象となる計画等の策定及びその手続の概略を示した。
3. 「整理記号」の意味及び「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は、以下のとおりである。

#### (1) 「講ずべき措置」欄が「×」の場合

整理記号	意味	具体的に講ずべき措置 (「講ずべき措置」欄が「×」の場合)
c2	計画等の策定及びその内容	<b>次のいずれかの措置を講ずる</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止</li> <li>・ 計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化</li> </ul>
cb	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）	<b>廃止</b>
c3	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）	<b>廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化</b>
c4	計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	<b>廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化</b>
c5	計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	<b>廃止又は例示化</b>

(2)「講ずべき措置」欄が「×」以外の場合（「整理記号」の意味は(1)の場合と同じ）

整理記号	「講ずべき措置」欄の記号	本文の記述（「講ずべき措置」欄の記号に対応） 〔 〕内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
c2		私人の権利・義務に関わる行政処分 <sup>1</sup> の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合 〔(c)(2) 〕	計画等の策定及び内容（～に係る部分）の義務付けの存置を許容
		地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合 〔(c)(2) 〕	
		基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合 〔(c)(2) 〕	
		法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合 〔(c)(2) 〕	次のいずれかの措置を講ずる ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ ～に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化 ・ c2 ～に係る部分と不可分である場合、計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、～に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
cb	別表2(b)の表中記号	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は(b)と同様 〔(c)(3)第一段落〕	(b)協議、同意、許可・認可・承認における措置の方針と同じ 「別表2の凡例」を参照
c3		当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合 〔(c)(3) 〕	( の場合) 議決、同意の存置を許容 ( ～ の場合) 協議・調整・意見聴取等の存置を許容
		具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合 〔(c)(3) 〕	

		地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)】	
		地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)】	
c4		不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合 【(c)(4)】	公示・公告・公表等の存置を許容
		権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合 【(c)(4)】	
		意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合 【(c)(4)】	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

メルクマールに該当する場合。(該当する計画等の内容は、存置を許容。)

見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
4	28	交通安全対策基本法	第26条	第5項	市町村交通安全計画の要旨の公表	c4	×	
			第26条	第4項	市町村交通安全実施計画の策定	c2	×	
4	33	消防組織法	第33条	第1項	推進計画の策定	c2		
			第33条	第2項	推進計画の内容	c2	(3号、4号に係る部分) ×(その他)	
5	2	国土利用計画法	第7条	第5項	都道府県計画の要旨の公表	c4	×	
			第8条	第4項	公聴会の開催等住民の意向反映に必要な措置	c3	×	
			第8条	第5項	市町村計画の要旨の公表	c4	×	
			第9条	第1項	土地利用基本計画の策定	c2	,	
			第9条	第2項	土地利用基本計画の内容	c2	,	
			第9条	第3項	土地利用基本計画の内容	c2	,	
			第9条	第4項	土地利用基本計画の内容	c2	,	
			第9条	第5項	土地利用基本計画の内容	c2	,	
			第9条	第6項	土地利用基本計画の内容	c2	,	
			第9条	第7項	土地利用基本計画の内容	c2	,	
			第9条	第8項	土地利用基本計画の内容	c2	,	
			第9条	第13項	土地利用基本計画の要旨の公表	c4	×	
5	3	多極分散型国土形成促進法	第7条	第2項	振興拠点地域基本構想の内容	c2	(1号、3号～6号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第4項	関係市町村の協議	c3		
			第23条	第2項	業務核都市基本構想の内容	c2	(1号、3号～6号に係る部分) ×(その他)	
			第23条	第3項	関係市町村の協議	c3		
			第24条	第3項	業務核都市基本構想の公表	c4	×	
5	4	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律	第5条	第2項	広域的地域活性化基盤整備計画の内容	c2	(2号～5号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第9項	広域的地域活性化基盤整備計画の公表	c4		
			第17条	第1項	計画策定に係る内容の審査	c3		
5	5	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	第5条	第1項	特定事業の実施に関する方針の策定	c2		
			第5条	第2項	特定事業の実施に関する方針の内容	c2	(8号以外に係る部分) ×(8号に係る部分)	
			第5条	第3項	特定事業の実施に関する方針の公表	c4	×	



## PFI 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて

平成18年11月22日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の  
促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ

P F I 事業を実施する際の民間事業者の選定及び協定の締結に係る事項については、平成13年1月22日にP F I 推進委員会においてとりまとめられた「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」において、民間事業者の選定及び協定締結等に係る実務上の指針が示されているほか、平成15年3月20日付けの民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ（以下、「申合せ」という。）において、民間事業者の選定及び協定締結手続きに関する留意事項等がとりまとめられているところである。

その後、P F I の進展に伴い、運営の比重が高く、また運営内容を入札書類等に規定するために民間の知見が重要となるようなP F I 事業も現れてきており、こうした事業については、発注者にノウハウの蓄積が十分ではなく、発注者のみの能力で要求水準等を作成することが困難であることが多い。

こうした事業については、申合せにある発注者と民間事業者の意思疎通をより円滑に行うための具体的方法や競争入札に参加する事業者の絞込みの方法等を明らかにすることが、P F I 事業の一層の推進に有効であると考えられる。

平成17年に改正された民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「P F I 法」という。）の附則第3条において、特定選定における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定の在り方に係わる検討が新たに規定されたところであり、これまでに実施されたP F I 事業における課題等を踏まえ、さらなるP F I 事業の普及・促進に資するため、欧州における競争的対話方式の導入の状況も参考とし、申合せに示された考え方を踏まえ、その運用等について関係府省において検討が行われた結果、別紙のとおりとりまとめが行われた。

関係府省においては、今後、上記のようなP F I 事業を実施する際には、別紙に示す事項について、個別の事業ごとにその取扱いに留意し、P F I 事業を円滑に実施することに努めることとする。

## 1. 適用対象事業について

平成18年11月22日の申合せは、すべてのPFI事業に適用することが想定されているものではなく、発注者のみの能力では要求水準書等を作成することが困難な事業について適用することを想定している。なお、実際に適用が想定される事業としては、病院や刑務所のように、運営の比重が高く、かつ運営内容を規定するために民間事業者の知見が重要となる事業や、複合施設、意匠性の高い建物等、発注者の意図を明確に伝えるのが困難と考えられる事業があげられる。

## 2. 民間事業者の選定方法について

### (1) PFI事業における競争入札の資格審査

PFI事業においては、民間事業者の創意工夫を最大限活用するために、具体的な仕様の特定を必要最小限にして発注を行うことから、発注者は、民間事業者の負担、審査の精度の観点から当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみに詳細な事業計画を作成させ、一般競争入札に参加させることが適当である。

このため、一般競争入札の参加資格の審査において事業計画の概要を提案させ、審査を行うことで、最終的に入札に参加する応募者を絞り込むことが有益である。

### (2) 事業計画の概要の審査方法

資格審査の審査基準の作成に当たっては、できるだけ絞込みの効果が出るような方法、例えば、予め定める基準により事業計画の概要提案を点数化し、一定の点数に満たない提案を欠格とするといった方法を採用することが望ましい。また、例えば、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することといった、公正な審査を行うための措置を取り入れることが望ましい。なお、この場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は発注者にあることに留意する必要がある。

なお、具体的な事例としては、事業の基本的な考え方や取組体制、事業遂行についての考え方、類似の事業の実績等について、それぞれ1枚から3枚程度の資料の提出を求めて提案審査を行った例や、地方自治体では、形式的な資格の確認のみではなく、経営体制やマネジメント能力等の実質的な能力に関する資格審査を行い、絶対評価基準に満たない応募者を欠格とした例がある。

### (3) 審査結果の説明

応募者がより発注者のニーズに沿った入札提案を作成できるようにするため、資格審査における事業計画の概要提案の評価結果を応募者に説明することも考えられる。

### (4) 審査に当たって留意すべき事項

予算決算及び会計令第73条の競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うため

に特に必要な限度において設定されるものであることに留意する必要がある。

資格審査により絞り込む応募者の数は、EU及び欧州諸国の規定や発注者の審査精度等を考慮すれば最低3者程度が妥当と考えられるが、資格審査において相対的な評価を行うことは、入札前に能力のある応募者を排除することにもなるため、絞込みの数を予め指定することはできないことに留意する必要がある。

応募者が資格審査において提出した事業計画の概要について、発注者の評価結果を踏まえて、入札提案書の提出に際して当初示した提案の内容を変更する場合も考えられるが、変更は当該資格審査の公平性が損なわれない範囲に限定されるものでなければならない。

### 3. 発注者側と民間事業者との意思の疎通について

#### (1) 対話の意義

PFI事業は、発注者がサービスの水準を要求水準書として規定し、具体的な仕様は応募者が個別に提案するいわゆる性能発注であるため、応募者の提案には幅が生じる。このため、発注者は応募者に対してニーズを明確に伝え、応募者からニーズにあった提案が提出されるための工夫をすることが求められる。このため、実施方針の公表以降において、入札の際の判断材料となる事項について、発注者と民間事業者との意思の疎通を図るための質問・回答等（以下、「対話」という。）を行うことで、発注者と民間事業者との意思の疎通を図ることが重要となる。

#### (2) 対話を行うのが適当と考えられる事業

対話は、発注者のみの能力では十分な要求水準書等を作成することが困難である場合や、応募者からの提案内容の予測が困難である場合に有益であると考えられる。

また、対話は発注者、応募者双方において相応の負担を伴うことになるため、事業規模が大きく、対話手続きに要する時間・コストの負担が相対的に小さい事業が望ましい。具体的には、病院や刑務所のように、運営の比重が高く、かつ運営内容を規定するために民間事業者の知見が重要となる事業や、複合施設、意匠性の高い建物等、発注者の意図を明確に伝えるのが困難と考えられる事業があげられる。

#### (3) 入札の際の判断材料となる事項

入札の際の判断材料となる事項としては、制度上、入札公告前に公表することとされている実施方針以外に、要求水準書、契約書案、選定基準等が考えられる。これらについても、対話を円滑に進めるためになるべく入札公告を行う前の段階から公表することが望ましい。

なお、これらの事項の中で、特に対話を行うことが有効であると考えられる個別の項目としては、例えば、リスク分担や、応募者が想定する施設設計が考えられる。

#### (4) 対話を行う方法

対話を行う場合には、公正性・透明性等を担保するため、実施方針等においてその旨を明記し、文書による質問・回答、説明会の実施等の方法により、応募者全員に対して共通の方法で行うとともに書面により記録し、その内容を共有することが基本となる。

なお、応募者毎に対面で対話を行うことにより、発注者のニーズに適った提案が得られる可能性が高まる場合も考えられるため、必要に応じて応募者毎に対面による対話を行うことも考えられる。

#### (5) 対話の内容の公表

全員に対して行う対話の内容は、原則として全て公表することとなる。

他方、応募者毎に個別に対話を行う場合には、入札に際して提出される提案書に関する情報が提供される場合も考えられるため、公表すべき情報と秘匿すべき情報の明確化を図る必要がある。なお、公正性・透明性等を担保するため、秘匿すべき情報は、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものに限られる。

#### (6) 対話に当たって留意すべき事項

発注者は、入札公告後における対話はもちろんのこと、入札公告前の対話においても、特定の応募予定者を利するような行為はしてはならない。

また、対話に際しては、事業選定手続の公正性・透明性等を担保するため、中立かつ公正な立場の学識経験者等の意見を聴取する等の環境整備を行うことで、事業者選定における発注者の恣意性の介入や発注者と応募者との間の癒着等を防止する必要がある。なお、この場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は発注者にあることに留意する必要がある。

入札公告を行う前の段階の対話にあたっては、民間事業者の負担軽減や、ノウハウやアイデアの保護の観点から、以下の点に留意する必要がある。

ア 図面や設計書の作成等、民間事業者に対して過剰な資料等の提供は求めない。

イ 民間事業者からノウハウやアイデアを聴取するのではなく、民間事業者が創意工夫を發揮しやすい要求水準書等を作成するという観点で民間事業者の意見を求める。

ウ 民間事業者から提示されたノウハウやアイデアは、当該事業者の了解無しに第三者に漏洩しない。

応募者に対して、対話の内容に係る事項について、書面による提出を複数回求める場合には、その負担に配慮するとともに、検討の期間を十分に確保する必要がある。個別の対話を行う場合には、各応募者から当該応募者の提案に関する情報が提供さ

れる可能性があるが、応募者の提案にかかると考えられる発言内容については、当該応募者の了解なしに第三者に漏洩する、またはほのめかすような行為や、特定の応募者に限り提案内容を誘導するような行為を行わないよう、特に留意する必要がある。

個別の対話を行う場合には、対話の回数、時間、出席者等の各種条件について、応募者間での公平性が保たれるようにする必要がある。

個別の対話により、例えば、発注者が新たなニーズや条件を認識した場合は、その都度、全応募者に通知することが必要である。なお、公告において提示された内容を変更する場合には、変更後に会計法令等において定める公告期間が必要となることに留意する必要がある。

#### 4．落札者決定後の応募条件の変更について

##### (1) 変更の最小化について

落札者決定後において、契約書案、入札説明書等、応募条件の変更を行うことは、競争性を損なうおそれがあることから、落札者の決定の前段階において対話を行うことで、できるだけ発注者と応募者の認識の不一致を解消し、落札者決定後に契約書案、入札説明書等の内容の変更を最小化するよう努めることが重要である。

他方、PFI 事業においては、個々の事業者の事業提案内容が、必ずしも予め発注者が契約書案、入札説明書等を作成する段階で想定し得る範囲内のものであるとは限らないため、落札者決定後の契約書案、入札説明書等の内容の変更は一切許容されないものでなく、競争性の確保に反しない場合に限り変更は可能である。

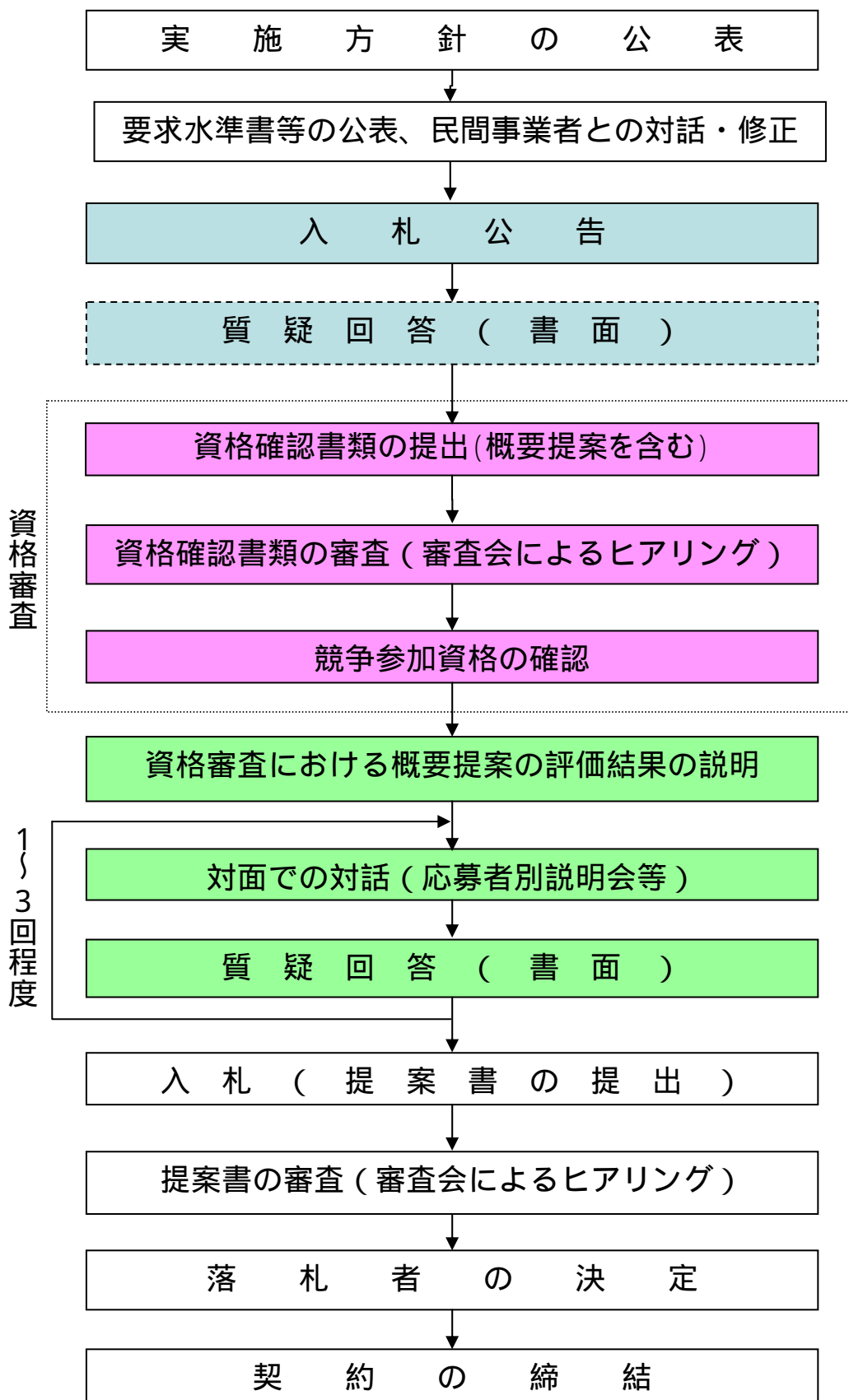
##### (2) 競争性の確保に反しない例

同じコストで質が向上する場合や、質が同じでコストが低減できる場合は、競争性の確保に反するものとはいえない。なお、要求水準書に関しては、その変更により競争性に影響する可能性が高いことから、落札者決定後から契約締結の間に変更が生じないよう留意するべきである。

## 用語解説

用語	解説	根拠
選定基準	PFI 事業において、民間事業者の選定を行うに当たっては、原則として価格及び提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うが、「価格及び提供されるサービスの質その他の条件による評価」について、その基準を定めたものを指す。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八条第2項
審査基準	資格審査における評価基準。PFI 事業では、当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみがより詳細な事業計画等を作成の上一般競争入札に参加できるようにするため、いわゆる概要提案による資格審査を行うことが可能である。	申合せ(1)
要求水準書	民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示す資料。構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめることとされている。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針 二 1(5)

PF1 事業の実施手順の例



**P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて**  
**(平成15年3月20日民間資金等の活用による公共施設等の整備等**  
**の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ申し合わせ本文)**

(1) 民間事業者の選定方法について

P F I 事業は、公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む）について、具体的な仕様の特定を必要最小限にとどめて発注を行うことにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用することを目的とするものである。したがって、P F I 事業においては、民間事業者は応募に際して価格と事業提案をあわせて発注者に提出することとなるが、事業内容が複雑で多岐にわたる事業において、多くの事業者に並行して詳細にわたる事業提案を作成させる選定手続きをとった場合には、最終的に落札する可能性が低い中で詳細な提案を作成することが民間事業者にとって過大な負担となることも考えられる。

P F I 事業を円滑に実施するためには、民間事業者の創意工夫を最大限活用することが重要であり、民間事業者の負担に関して発注者として適切に考慮するとの観点から、事業内容によっては、競争性を損なわないとの前提の下で、詳細な事業提案を提出する事業者を一定の段階であらかじめ絞り込むことが考えられる。

「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」においては、会計法令の適用を受ける契約に関しては、一般競争参加者の資格要件及び審査基準を適切に設定すること、当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみがより詳細な事業計画等を作成の上一般競争入札に参加できるようにすることが適当であるとされている。

この考え方に基づき、競争入札の資格（国の行う契約については、予算決算及び会計令第七十二条及び第七十三条に規定される資格）の審査に際して、各民間事業者に、事業についての基本的な考え方や、施設の設計・建設、維持管理・運営についての考え方、資金調達及びリスク分担についての考え方等をその内容として含む事業計画の概要を提案させ、各提案があらかじめ定める審査基準を満たしているか否か審査することによって、事業者の絞り込みを行うことが可能である。

(2) 入札前の事業の実施方針、契約書案等の変更等について

P F I 事業においては、事業の実施方針の公表後の市場調査や、民間事業者等からの発案や意見を踏まえ、必要に応じて特定事業の選定までに当該実施方針の内容（事業内容、リスク分担のあり方等）を見直し、事業実施のスケジュールに配慮しつつ、実施方針の変更を適宜に行うことによって、事業の円滑な実施が図られるものと考えられる。

また、事業の実施方針が公表された後、入札が行われるまでの間、入札参加予定の民



間事業者において、詳細な事業提案の作成等の入札準備が円滑に進められるよう、入札の際の判断材料となる事項について、発注者側との間で十分な意思疎通が図られるべきである。

特に、PFI事業は、契約の履行期間が長期に及ぶものも多く、事業の特性に応じて、事業期間中に生じ得るさまざまな事由に対応するために、個々の事業の特性に応じてリスク分担等を決めることが必要となる。その際、リスク分担については、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(平成13年1月22日とりまとめ)の内容を踏まえ、事業実施のための最適な分担を決めることとなる。

「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」においては、民間事業者の募集に当たり、発注者の意図が応募者に的確に伝わるように、契約書案の添付又は入札説明書等において契約条件の基本的な考え方をできる限り具体的に示すことが必要であるとされており、また発注者と民間事業者との間で考え方の齟齬を来さないように、可能な限り複数回、質問・回答の機会を設けることが望ましいとされている。

発注者においては、質問・回答等の機会において提示される民間事業者の意見に耳を傾けつつ、円滑な事業実施のために必要と認められる場合には、契約書案、入札説明書等の内容についての適宜の修正や変更を行い、民間事業者に対して公表することとする。修正や変更に際しては、民間事業者が検討を行うために必要な時間を確保することに留意する。

なお、会計法令の適用を受ける契約について、公告において提示された内容を変更した場合には、変更後に会計法令等において定める公告期間が必要となることに留意する必要がある。

### (3) 協定締結の手続きについて

PFI事業においては、いわゆる性能発注の考え方を取ることが必要であるため、個々の事業者の事業提案内容が、あらかじめ発注者が契約書案を作成する段階で想定し得る範囲内のものであるとは限らず、例えば事業者の個別提案に応じて、関連するリスク分担の取決めやモニタリングの方法など、別途に決めることが必要な事項が生じることもあり、また、契約の内容に含めるべき個別事項について、入札前の契約書案の中で具体的に・確定的に定めることが現実的に困難であるケースも想定される。

したがって、実際にPFI事業を実施するに当たり、入札前に明示的に確定することができなかった事項については、必要に応じて、落札者が決定された後の協定を締結する段階において、発注者と事業者との間で明確化を図ることは、PFI事業の円滑な実施に資するものと考えられ、入札前に公表された契約書案、入札説明書等の内容について、協定締結時に変更が一切許容されないものではない。

ただし、他の競争参加者が当該落札者よりもより有利な条件や価格を提示することが明らかに可能となる条件変更を行うことは、競争性確保の観点からは許容されない。

## 株式、権利義務の譲渡に関する基本協定書及び事業契約書の例

1. 株式の譲渡については、基本協定書に定められている。

### 公務員宿舎大野城住宅（仮称）整備事業

甲：発注者

乙：グループ

（株式の譲渡等）

第4条 乙は、本事業が終了するときまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。

### 中央合同庁舎第8号館整備等事業

甲：内閣府及び国土交通省

乙：落札者の構成員

（事業者の出資者）

第5条 乙は、前条第1項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、別紙1に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を引き受けるとともにその他の出資者に引き受けさせる。

2 乙は、事業計画書に基づき事業者の増資を計画している場合、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者に、別紙2の様式による増資計画書を甲に提出させる。

3 乙は、事業者の設立時における出資者に、以下の各号に定める事項を誓約させ、別紙3の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に甲に提出させる。

一 各出資者は、事業者の株主構成に関し、その時々において乙によって事業者の全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、乙以外の各出資者の議決権保有比率が株主中最大とはならないことを条件とし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。

二 各出資者は、原則として事業期間が終了するまで事業者に対する株式（潜在株式を含む。）を保有し、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。

三 各出資者は、甲の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人に、別紙3の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出させる。

四 事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、

各出資者は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使する。

- 4 乙は、事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者に、前項各号に定める事項を誓約させ、別紙3の様式による出資者誓約書をあらかじめ甲に提出させる。

#### 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業

( S P C の株主 )

第5条 代表企業及び構成員は、前条第一項に基づき S P C を設立するにあたり、別紙1に落札者の出資額として記載されている金額の S P C の株式の引受けをし、また、別紙1記載のその他の株主をして記載されている金額の出資をなさしめる。

2 代表企業及び構成員は、事業契約締結時における各株主をして、以下の各号を誓約せしめ、事業契約の締結と同時に、別紙2記載の様式の誓約書を提出せしめる。

一 各株主は、その株主構成に関し、その時々において代表企業及び構成員である株主によって S P C の全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、代表企業及び構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とはならないことを条件とするものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。

二 各株主は、事業期間が終了するまで S P C の株式又は S P C に対する債権（劣後ローンを含む。）を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

三 各株主は、国の事前の書面による承諾を得たうえで、その所有に係る S P C の株式又は S P C に対する債権（劣後ローンを含む。）を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、別紙2記載の誓約書を予め国に提出せしめるものとする。

四 S P C が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各株主は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使するものとする。

五 各株主は、上記誓約の内容を担保するため、株主間契約を締結するものとし、その内容を証するため、当該株主間契約の原本証明付の写しを国に提出する。第三号の定めるところにより株主に変更が生じた場合、各株主は、株主間契約に関して当該新株主を当事者に含める旨の変更を行い、当該新株主は株主間契約の当事者となるものとする。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業

甲：国

乙：落札者の代表企業及び各構成企業

( S P C の株主 )

第 7 条 乙は、第 6 条第 1 項の規定に基づき S P C を設立するに当たり、別紙 1 に乙の出資額として記載されている金額の S P C の株式の引受けをし、また、別紙 1 のその他の株主に記載されている金額の出資をさせる。

2 S P C の各株主については、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者があってはならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

3 乙は、S P C 設立時及び増資時において、各株主をして次の各号の事項を誓約させ、また、別紙 2 の誓約書を提出させなければならない。

一 株主は、その株主構成について、事業契約が終了するまでの間、乙が S P C の全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有し、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大であることを維持すること。

二 株主は、原則として事業契約が終了するまでの間、S P C の株式を保有し、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併・会社分割等による包括承継を含む。)を行わないこと。

三 株主は、甲の事前の書面による承諾を受け、その所有に係る S P C の株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に別紙 2 の誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出させること。

四 S P C が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、株主は、これらの発行を承認する株主総会において、第 1 号の議決権保有比率を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。

五 株主は、第 3 号の誓約の内容を担保するため、株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を甲に提出すること。また、同号の規定により株主に変更が生じた場合には、株主は、株主間契約において当該新株主を当事者とする旨の変更を行うこと。

六 株主は、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。

(仮称) 仙台市新野村学校給食センター整備事業(仙台市)

甲：発注者

乙：グループ(協力企業を含む。)

(株式の譲渡等)

第3条 乙の各構成員(以下「各構成員」という。)は、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

2 各構成員は、前項に従い甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

千葉市新港学校給食センター整備事業(千葉市)

甲：千葉市

乙：[応募グループの代表企業及び構成企業]

(株式の譲渡)

第4条 乙は、事業契約上の事業期間が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、保有する特別目的会社の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、甲の事前の書面による承認を得るものとする。

2 乙は、前項に従い甲の承認を得て特別目的会社の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をした場合には、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを甲に提出するものとする。

福岡市新病院整備等事業(福岡市)

甲：福岡市

乙：落札者の代表企業及びその他の各構成員

(SPCの株主)

第7条 乙は、第6条第1項の規定に基づきSPCを設立するに当たり、別紙1に乙の出資額として記載されている金額のSPCの株式の引受けをし、また、別紙1のその他の株主に記載されている金額の出資をさせる。

2 乙は、事業契約締結時及び増資時において、各株主をして次の各号の事項を誓約させ、また、別紙2の誓約書を提出させなければならない。

一 株主は、その株主構成について、事業契約が終了するまでの間、乙がSPCの全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大であることを維持すること。

二 株主は、原則として事業契約が終了するまでの間、SPCの株式を保有し、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併・会社分割等による包括承継を含む。)を行わないこと。

- 三 株主は、甲の事前の書面による承諾を受け、その所有に係るS P Cの株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に別紙2の誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出させること。
- 四 S P Cが、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、株主は、これらの発行を承認する株主総会において、第1号の議決権保有比率を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
- 五 株主は、第3号の誓約の内容を担保するため、株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約の写しを甲に提出すること。また、同号の規定により株主に変更が生じた場合には、株主は、株主間契約において当該新株主を当事者とする旨の変更を行うこと。
- 六 株主は、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。
- 七 株主は、S P Cが提示条件及び本件提案に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、甲の要求に従って、甲とS P Cとの協議に参加し、S P Cに関する情報を甲に提供すること。

#### 川井浄水場再整備事業（横浜市）

##### （株式の譲渡）

第4条 各構成員は、事業契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。ただし、各構成員は、いかなる場合も、反社会的勢力（集团的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、かかる処分を行ってはならない。

2. 事業者の権利義務の譲渡については、事業契約書に定められている。

#### 公務員宿舎大野城住宅（仮称）整備事業

甲：発注者

乙：選定事業者

（事業者の権利義務の譲渡）

第73条 乙は、事前に甲の承諾を得なければ、本契約上の地位及び本契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。

2 乙は、事前に甲の承諾を得なければ、合併、株式交換・移転、会社分割、事業譲渡その他会社の基礎の変更をしてはならない。株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行についても、同様とする。

3 甲は、前二項に定める行為が、乙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は甲の事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合には、承諾を与えないことができる。

#### 中央合同庁舎第8号館整備等事業

（権利義務の譲渡等）

第10条 事業者は、国の事前の承諾を得た場合を除き、本施設等（本施設等内の什器備品その他の動産を含む。）本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡若しくは承継し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。

2 事業者は、国の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。

3 事業者は、国の事前の承諾を得た場合を除き、選定企業を変更してはならない。

4 国は、選定企業、再受任者、又は下請負人が、事業者の経営若しくは本事業の安定性を阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者となった場合には、事業者に当該者との契約を解除するように求めることができる。

## 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業

### (事業者の権利義務の譲渡)

第101条 事業者は、あらかじめ国の承諾を得なければ、本契約又は本件事業に関して国との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は債権を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。

- 2 事業者は、事業期間中においては、あらかじめ国の承諾を得ない限り、出資者以外の第三者に対して株式、新株予約権及び新株予約権付社債(次項において「株式等」という。)を発行し、事業者の株式を引き受ける権利を出資者以外の第三者に対して与え、又は他の法人との合併、営業譲渡、会社分割等、事業者の会社組織上の重要な変更をしてはならないものとする。
- 3 国は、前2項に定める行為が、事業者の経営若しくは本件事業の安定性を著しく阻害し、又は国の事業に関与することが適切でない者が参加することとなると認められる場合には、承諾を与えないことができる。

## 島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業

### (権利義務の譲渡等)

第7条 事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

- 2 事業者は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するまでの間、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、本契約上の地位及び本事業について国との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
- 3 事業者は、譲渡制限の付された株式について株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該請求から2週間以内に、当該譲渡の承認の可否について取締役会での決議を行わなければならない。この場合には、事業者は、当該譲渡につき国の承諾を受けていることを国に確認した後でなければ当該譲渡の承認をする取締役会決議を行ってはならない。
- 4 事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。ただし、既に事業者の出資者である者に対しては、この限りでない。
- 5 事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、定款の変更、重要な資産の譲渡、事業譲渡等、合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行ってはならない。
- 6 国は、第1項から第5項までの承諾をする場合には、本事業の安定性を著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められるときその他合理的な理由があるときを除き、当該承諾の留保



又は遅延をしてはならない。

7 事業者は、特別目的会社であることにかんがみ、本契約及び要求水準等により事業者が行うべきものとされている事業(附随的事业を含む。)のほかは、自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかかわらず、本事業と直接関係のない事業を一切行ってはならない。

8 事業者は、本契約に基づき国に本施設を引き渡し、本施設の所有権を取得させた後1年間経過するまでの間は、解散してはならない。ただし、第74条に規定する所有権移転後の瑕疵担保責任に係る事業者の債務について、建設企業その他の国の承諾する第三者が別紙20の保証書を国に提出した場合には、この限りではない。

#### (仮称) 仙台市新野村学校給食センター整備事業(仙台市)

##### 第75条(第三者割当て)

1 事業者は、事業者の株主又は出資者(匿名組合出資及び優先出資をした者を含む。)以外の第三者に対し新株を割当てるときは、事前に市の承諾を得、また、この場合、事業者は、新株の割当てを受ける者をして、市に対して、速やかに別紙14の様式及び内容の誓約書を提出させる。

2 事業者は、契約期間の終了に至るまで、落札者が事業者の発行済み株式総数の過半数を保持するよう新株を発行する。

#### 千葉市新港学校給食センター整備事業(千葉市)

甲：千葉市

乙：特別目的会社たる株式会社

(新株発行等)

第73条 乙は、甲による事前の承諾がない限り、乙が設立された当時の株主以外の第三者に対して新株を発行しないものとする。乙は、本契約の締結後、速やかに、株主に別紙13の様式による出資者保証書を作成させ、これを甲に提出しなければならない。

(契約上の地位の譲渡)

第81条 甲の事前の承諾がある場合を除き、乙は、本契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 乙は、成果物(未完成の完成物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

福岡市新病院整備等事業（福岡市）

（誓約事項）

- 第8条 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
- 2 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、本契約上の地位及び本事業について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
- 3 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、要求水準等の規定に従って本事業の実施のために事業者が自ら所有する機器類、什器備品その他の物件について、その所有権又は使用权を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
- 4 事業者は、譲渡制限の付された株式について株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該請求から【2】週間以内に、当該譲渡の承認の可否について取締役会での決議を行わなければならない。この場合には、事業者は、当該譲渡につき市の承諾を受けていることを市に確認した後でなければ当該譲渡の承認をする取締役会決議を行ってはならない。
- 5 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。ただし、既に事業者の出資者である者に対しては、この限りでない。
- 6 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、定款の変更、重要な資産の譲渡、事業譲渡等、合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行ってはならない。
- 7 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、資本金の額の減少を行ってはならない。
- 8 市は、第1項から第6項までの承諾をする場合には、本事業の安定性を著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められるときその他合理的な理由があるときを除き、当該承諾の留保又は遅延をしてはならない。ただし、変更後であっても構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は出資者中最大となるものとする。
- 9 事業者は、特別目的会社であることに鑑み、本契約及び要求水準等により事業者が行うべきものとされている事業のほかは、自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかかわらず、本事業と直接関係のない事業を一切行ってはならない。
- 10 事業者は、本契約上の債権債務関係が終了してから1年と1日を経過するまで、解散をしてはならず、また、自ら破産手続、民事再生手続、会社更生手続、その他の倒産手続の申立を行ってはならない。

川井浄水場再整備事業（横浜市）

（権利義務の譲渡等）

第 25 条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他一切の処分（他の法人との合併、他の法人との間で行う会社分割等の組織再編による承継を含む。）を行ってはならない。

2 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他乙の株式を取得することができる権利を付与する行為を行ってはならない。ただし、乙の出資者であって、甲に附則第 1 条に定める「出資者誓約書兼保証書」を提出しているものについては、この限りではない。

# **P F I 事業の中止事例等について**

# 福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業 (タラソ福岡)

## 1 事業の概要

- (1) 事業実施主体：福岡市
- (2) 事業者：タラソ福岡（代表企業：大木建設、他 19 社が出資）  
平成 17 年 2 月以降は福岡臨海 P F I（九州リースサービス、ゼクタの 2 社が出資）
- (3) 事業内容  
温水プールを中心とした複合運動施設の設計・建設及び運営
- (4) 事業期間：平成 13 年 2 月～平成 29 年 3 月（16 年間（運営期間 15 年間））
- (5) 供用開始：平成 14 年 4 月
- (6) 所有形態：B O T 方式
- (7) 事業類型：混合型
- (8) 契約金額：11.9 億円

## 2 事業の概要と現状

- (1) 概要：事業者は提案時に年間利用者数を 24.7 万人と見込んでいたが、実績は 14 年度 10.9 万人、15 年度 13.3 万人と見込みを大幅に下回った。総売上額も提案時には年間 4.4 億円を見込んでいたが、実績は 14 年度 2.1 億円、15 年度 2.2 億円と大きく下回った。このため 2 年連続で赤字となり、S P C が債務超過に陥った。  
S P C の資金繰りを支援していた大木建設（代表企業）が 16 年 4 月に破たんしたこともあり、S P C も 16 年 9 月に施設の閉鎖を決定、同年 11 月に事業が停止した。
- (2) 現状：新事業者に事業を譲渡し、平成 17 年 4 月からは新事業者の下で事業が再開している。

## 3 総務省「P F I 事業に関する政策評価書」(平成 20 年 1 月 11 日)及び福岡市 P F I 事業推進委員会「タラソ福岡の経営破綻に関する調査検討報告書」(平成 17 年 5 月 12 日)による指摘事項

選定事業者の過大な需要予測に対し、その実現見通しを公共施設等の管理者が客観的に審査しなかった。(政策評価書)

選定事業者の財務状況をモニタリングする意識が乏しく、選定事業者に財務状況に関する書類の提出を求めていなかった。(政策評価書)

融資者が「福岡市による本施設の買取価格の金額で回収可能な範囲」でしか融資を行わず、融資者が果たすべき役割が機能する前提が欠如していた。実際に S P C が経営破綻に瀕しても、融資者は事業立て直しの努力を行わなかった。(福岡市報告書)

選定事業者から経営悪化の報告を受けた後も、融資者が事業に介入するであろうという期待を持ち、公共施設等の管理者が選定事業者の経営悪化に迅速に対応しなかった。(政策評価書)

## 高知医療センター整備運営事業

### 1 事業の概要

- (1) 事業実施主体：高知県・高知市病院企業団
- (2) 事業者：高知医療ピーエフアイ株式会社（代表企業オリックス株式会社、他10社が出資）
- (3) 事業内容  
高知医療センターの病院施設等の整備、維持管理、医療関連サービス（診療材料等の購買に関連する業務を含む）
- (4) 事業期間：平成14年12月～平成44年3月（30年間）
- (5) 供用開始：平成17年3月1日
- (6) 所有形態：BTO方式（病院本館施設）  
BOT方式（職員宿舎等その他施設）
- (7) 事業類型：サービス購入型
- (8) 契約金額：2131.9億円

### 2 事案の概要と現状

高知医療センターは、平成17年度以降、毎年度20億円前後の赤字を計上している。開業当初、SPCの医療事務に関し、複数の診療報酬の請求漏れ等の事務ミスがあった。

平成18年3月、高知医療センターの院長が辞職。

平成18年11月、高知医療センター経営改善推進委員会が「高知医療センターの経営改善に向けて（中間提言）」をとりまとめ。

SPCは平成18年度の委託料のうち、マネジメント料2億4千万円を辞退。

平成19年9月、高知県警察本部が高知医療センターの前院長を収賄で、SPCの構成企業の元従業員2名を贈賄でそれぞれ逮捕。

平成19年12月には、高知県議会では「高知医療センターの経営改善を求める決議」、高知市議会では「高知医療センターの経営改善を求める決議」。

高知市議会の決議の内容は概要のとおり。

イ オリックスグループの提案内容は、材料費を医療行為で得られる収入の23.4%以下とすることでVFMを生み出すこととしている。しかし実際には30%近い額となり、予算を8億円以上オーバーする事態となっている。

ロ SPCのマネジメントが十分でないことや、医事業務における診療報酬請求事務の不手際も指摘されるなど、PFI事業の目指すサービスの質の向上や経済性、効率性が発揮されているとは言い難く、まさに契約違反とも言える状態にある。

平成21年11月、高知県・高知市病院企業団とSPCが「合意によるPFI事業契約の終了」について合意。平成22年3月末に契約終了。

(注)「ホテルのような施設は過大投資」との指摘もある（平成18年7月29日号週刊東洋経済）。なお、本PFI事業では、病院本館施設の設計行為はPFIの対象外。

# ひびきコンテナターミナルPFI事業

## 1 事業の概要

- (1) 事業実施主体：北九州市
- (2) 事業者：ひびきコンテナターミナル株式会社（代表企業シンガポール港湾公社（PSA）、北九州市が10%出資している他15社が出資）
- (3) 事業内容  
荷さばき施設等の整備及び維持管理並びにコンテナターミナルの運営
- (4) 事業期間：平成16年2月～平成42年3月（26年間）
- (5) 供用開始：平成17年4月1日
- (6) 所有形態：BOT方式
- (7) 事業類型：独立採算型（受益者負担型）
- (8) 契約金額：-

## 2 事業の概要と現状

- (1) 概要：平成17年4月に事業開始後、貨物取扱量は17年度5,823TEU（1TEU=20フィートコンテナ1個分でおよそ39m<sup>3</sup>。以下同じ。）18年度は2万9,358TEUと、需要予測（17年度7万TEU、18年度14万TEU）を大きく下回り、SPC（第三セクター）の経営は悪化した。
- (2) 現状：平成19年10月に、管理者がSPCの保有する施設を約40億円で購入し、ターミナル運営は市の直轄に移行。事業者の業務の範囲は、一元的なターミナルオペレート業務からターミナルの運営補助・施設の保守点検などの施設管理業務へと大幅に縮小された。

## 3 総務省「PFI事業に関する政策評価書」（平成20年1月11日）による指摘事項

特定事業選定時に「PFI事業として実施する場合は、公共が直接事業を実施する場合に比べ、高い事業効果と経済効果を期待できる。」と評価している。

しかし、財政負担の評価について、「独立採算型であることから公共の負担が発生しない。」としているのみであり、また、民間事業者のノウハウ及び投下資金回収努力による施設稼働率の向上や維持管理におけるコストダウン、サービス水準の向上や取扱貨物量の増大が「期待できる」との定性的な評価がなされているのみで、その収益性や、効率的かつ効果的な運営が達成できることの根拠が定かでない。

# 名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業 (名古屋港イタリア村)

## 1 事業の概要

- (1) 事業実施主体：名古屋港管理組合（愛知県と名古屋市で構成）
- (2) 事業者：名古屋港イタリア村株式会社（セラヴィリゾート株式会社（代表企業）他2社）
- (3) 事業内容  
園路・広場等の整備、維持管理・運営等 立体駐車場の新築、維持管理・運営等 倉庫の改修・補修、維持管理・運営等
- (4) 事業期間：平成16年7月～平成32年3月（16年間）
- (5) 供用開始：平成17年4月
- (6) 所有形態：BTO方式（園路・広場等）・BOT方式（立体駐車場）・ROT方式（倉庫）
- (7) 事業類型：独立採算型（受益者負担型）
- (8) 契約金額：-

## 2 事案の概要と現状

- (1) 概要： 本事業は検討段階からセラヴィリゾート株式会社から具体的な提案を受け、PFI事業を採用することとした。PFI事業者の公募では応募はセラヴィリゾート株式会社1社だけだったが、審査の結果セラヴィリゾートを選んだ。  
イタリア村は愛知万博にあわせて平成17年4月に開業。初年度は入場者が400万人に達したが、万博閉幕後は客足が急減し、平成18年度には200万人を下回った。その後経営難に陥り、平成20年5月7日に「名古屋港イタリア村株式会社」が自己破産手続きに入り、経営破綻した。
- (2) 現状：平成20年9月24日付で事業契約を解除した。

## 3 名古屋港管理組合議会資料による指摘事項

経営が破綻した原因としては、事業契約を軽視し、事業提案時の事業計画及び資金計画を大幅に変更するなど、計画性の損なわれた経営体質であったこと、代表企業の経営に過度に依存した資金調達が行われたこと、事業開始後において、組合によるモニタリングが十分機能しなかったこと、金融機関と連携した財務監視が十分機能しなかったことが挙げられる。（平成20年7月24日名古屋港管理組合議会資料）



## 近江八幡市民病院整備運営事業

### 1 事業の概要

- (1) 事業実施主体：近江八幡市
- (2) 事業者：P F I 近江八幡株式会社（代表企業：株式会社大林組、他2社出資）
- (3) 事業内容  
病院施設の設計・建設及び、これらの維持管理業務、運営業務の一部及びその他の業務を行う。（医療業務の実施主体は近江八幡市立総合医療センターであり、医療業務はP F I 事業の対象外）
- (4) 事業期間：平成15年11月～平成48年（約33年間（供用開始後30年間））
- (5) 供用開始：平成18年10月
- (6) 所有形態：B O T方式
- (7) 事業類型：サービス購入型
- (8) 契約金額：約676億円

### 2 事業の概要と現状

- (1) 概要：  
近江八幡市立総合医療センターが平成18年度に3億円、平成19年度に27億円の赤字を計上。病院からS P Cに対する支払いは契約で一定額とされている。  
平成19年12月、近江八幡市立総合医療センターのあり方検討委員会設置  
平成20年1月、同委員会が近江八幡市立総合医療センターのあり方に関する提言（以下、「提言」という。）をまとめる。提言の主な指摘事項は、次のとおり。
  - イ 資金が不足している原因として、当初平成19年度に予定していた旧病院跡地の売却が先送りになったことから、あてにしていた収入が発生しなかったことの影響が大きい。最大の理由としては、そもそも当初計画していた収入と支出の金額がそれぞれ相当高い水準であったにもかかわらず、収入が見込みほど確保できず、支出だけが予定通りしっかりと発生してしまったという点が挙げられる。
  - ロ 病院からS P Cへの維持管理費及び運営費の支払いは病院にとっては事実上ほぼ固定化された費用であり、直営委託方式と比べて契約内容や金額の変更に関する柔軟性に欠ける。
  - ハ 市・病院とS P C側双方の経営責任者間の普段からのコミュニケーションが不足している。また、S P Cにおいては、実質的な調整権限のある職員が、直接委託方式における現場責任者と同じ程度に、常時すべての委託業務の現場に張り付いていない。
  - ニ 病院がS P Cに支払う対価のうち、支払金利相当額の負担が非常に重い。地方債による資金調達であれば割安になる。
- (2) 近江八幡市がS P Cに20億円の損失補償金を支払い、平成21年3月31日付でP F I 事業契約を合意により解除。

## P F I の事業類型

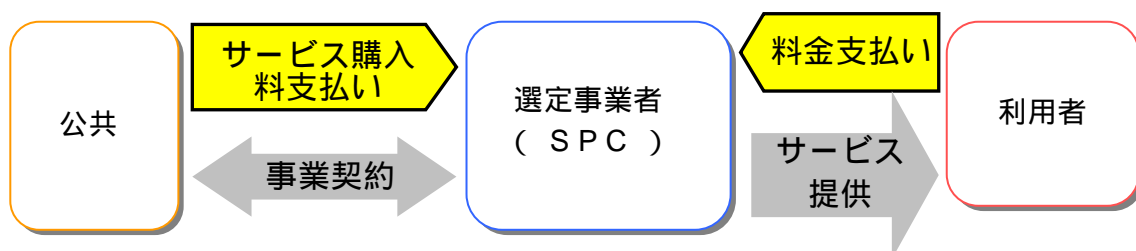
### サービス購入型



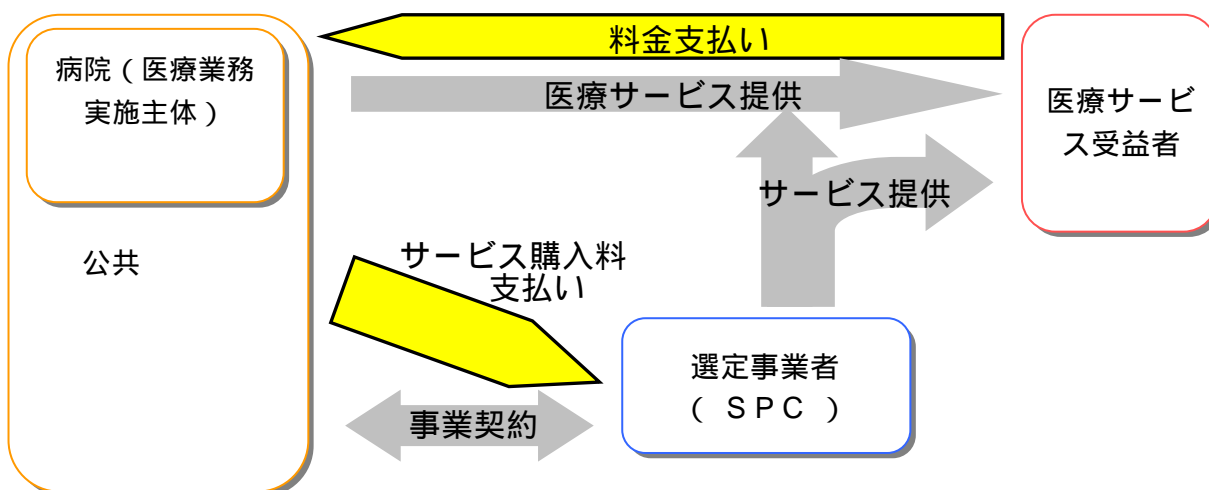
### 独立採算型（受益者負担型）



### 混合型



### 公立病院の実施例（サービス購入型の一類型）



サービスの内容は、施設の整備、維持管理、受付・案内等の業務、給食、洗濯、薬剤調達等

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）

（目的）

第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効果的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
  - 二 庁舎、宿舍等の公用施設
  - 三 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
  - 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設
  - 五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの
- 2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効果的かつ効果的に実施されるものをいう。
- 3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。
- 一 公共施設等の管理者である各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。）又は特定事業を所管する大臣
  - 二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
  - 三 公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。以下「公共法人」という。）
- 4 この法律において「選定事業」とは、第六条の規定により選定された特定事業をいう。

5 この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

(基本理念)

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体(これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第十八条において同じ。)と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。

2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

(基本方針等)

第四条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項(地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの。)を定めるものとする。

一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

五 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。

一 特定事業の選定については、公共施設等の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、事業に要する費用の縮減等資金の効率的な使用、国民に対するサービスの提供における行政のかかわり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるようにするとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。

- 二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。
  - 三 財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする。
  - 四 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければならない。
  - 五 内閣総理大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長に送付しなければならない。
  - 六 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
  - 七 地方公共団体は、基本理念にのっとり、基本方針を勘案した上で、第三項各号に掲げる事項に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、特定事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (実施方針)
- 第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行うときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。
- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。
    - 一 特定事業の選定に関する事項
    - 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
    - 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
    - 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
    - 五 第十条第一項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
    - 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
    - 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
    - 八 その他特定事業の実施に関し必要な事項
  - 3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

(特定事業の選定)

第六条 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

(民間事業者の選定等)

第七条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる。

(客観的な評価)

第八条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価(当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。)を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

(地方公共団体の議会の議決)

第九条 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(指定管理者の指定に当たっての配慮等)

第九条の二 地方公共団体は、この法律に基づき整備される公共施設等の管理について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定を適用する場合には、同条第四項から第六項までに規定する事項について、選定事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、同条第十一項の規定に該当する場合における選定事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

(選定事業の実施)

第十条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した事業計画若しくは協定又は選定事

業者（当該施設の管理者である場合を含む。）が策定した事業計画に従って実施されるものとする。

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、前項の事業計画又は協定において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

（国の債務負担）

第十一条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降三十箇年度以内とする。

（行政財産の貸付け）

第十一条の二 国は、必要があると認めるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。次項から第五項まで及び次条第一項から第四項までにおいて同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。

2 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物（以下この条において「特定建物」という。）の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定建物のうち選定事業に係る公共施設等の部分以外の部分（以下この条において「特定民間施設」という。）を選定事業の終了（当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了を含む。以下この条及び次条において同じ。）の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了の場合にあつては、当該特定民間施設であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に相当と認める者に限る。第八項において同じ。）に貸し付けることができる。

4 前三項に定めるもののほか、国は、第二項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者（当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に

関し適当と認める者に限る。)に貸し付けることができる。

5 前項の規定は、第三項又は前項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設(特定民間施設であった施設を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等(特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあつては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等)」と読み替えるものとする。

6 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。次項から第十項まで及び次条第五項から第八項までにおいて同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。

7 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、選定事業者が特定建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

8 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定民間施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。

9 前三項に定めるもののほか、地方公共団体は、第七項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者(当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。)に貸し付けることができる。

10 前項の規定は、第八項又は前項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設(特定民間施設であった施設を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等(特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあつては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等)」と読み替えるものとする。

11 前各項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)



第三条及び第四条の規定は、適用しない。

12 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項から第五項までの規定による貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は第六項から第十項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。

第十二条の三 前条第一項から第五項までに定めるもののほか、国は、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定施設（第二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設（公営住宅を除く。以下この項において「第三号及び第四号施設」という。）並びに同条第一項第五号の政令で定める施設のうち第三号及び第四号施設に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の設置の事業であつて、選定事業の実施に資すると認められるもの（以下この条において「特定民間事業」という。）の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

2 前項に定めるもののほか、国は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了の場合にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認められる者に限る。第六項において同じ。）に貸し付けることができる。

3 前二項に定めるもののほか、国は、第一項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設（特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。）を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。

4 前項の規定は、第二項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設（特定施設を利用する権利を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等（当該選定事業の終了の後にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であつた施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。

- 5 前条第六項から第十項までに定めるもののほか、地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定民間事業の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。
- 6 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。
- 7 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、第五項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設（特定施設を利用する権利を含む。）を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に相当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。
- 8 前項の規定は、第六項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設（特定施設を利用する権利を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等（当該選定事業の終了の後にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であつた施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。
- 9 前条第十一項及び第十二項の規定は、前各項の規定による貸付けについて準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項から第五項まで」とあるのは、「第十一條の三第一項から第四項まで」と、「第六項から第十項まで」とあるのは、「第十一條の三第五項から第八項まで」と読み替えるものとする。  
（国有財産の無償使用等）
- 第十二条 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産（国有財産法第一条第一項に規定する国有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。
- 2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

(無利子貸付け)

第十三条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、株式会社日本政策投資銀行又は沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

(資金の確保等及び地方債についての配慮)

第十四条 国又は地方公共団体は、選定事業の実施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあつせん又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

(土地の取得等についての配慮)

第十五条 選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することができるよう、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

(支援等)

第十六条 第十一条の二から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

2 前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体及び公法人の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

(規制緩和)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

(協力)

第十八条 国及び地方公共団体並びに民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

(啓発活動等及び技術的援助等)

第十九条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

2 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮をするとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

(担保不動産の活用等)

第二十条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であつて当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の規定の適用がある場合における商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第二百九十三条第一項中、「左ノ金額」とあるのは、「左ノ金額及内閣府令ニ定ムル場合ニ於ケル民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十條第一項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令ニ定ムル金額ノ合計額」と、同法第二百九十三条ノ五第三項中、「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは、「第一号乃至第四号ノ金額及内閣府令ニ定ムル場合ニ於ケル民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十條第一項ノ規定ニヨリ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令ニ定ムル金額ノ合計額」とする。

(民間資金等活用事業推進委員会)

第二十一条 内閣府に、民間資金等活用事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。

4 委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

- 5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとつた措置について、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、委員会は、提出を受けた資料その他所掌事務を遂行するために収集した資料の公表に関し必要な措置を講ずるものとする。

(委員会の組織)

- 第二十一条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。
  - 2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
  - 3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
  - 4 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
- (政令への委任)
- 第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、少なくとも三年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況(民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、民間事業者から質問又は提案を受けること等の特定選定(特定事業を実施する民間事業者の選定をいう。以下この条において同じ。)における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (抄)(平成十一年法律第百六十号)

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年法律第百五十一号)

この法律は公布の日から施行する。

附 則 (抄)(平成十四年法律第四十五号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (抄)(平成十五年法律第百三十二号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成十七年法律第九十五号)

この法律は公布の日から施行する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令(平成十一年政令第二百七十九号)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「法」という。)(第九条に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

<p>法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ</p>	
<p>都道府県</p>	<p>五〇〇、〇〇〇</p>
<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という）</p>	<p>三〇〇、〇〇〇</p>
<p>市（指定都市を除く。）</p>	<p>一五〇、〇〇〇</p>
<p>町村</p>	<p>五〇、〇〇〇</p>
	<p>千円</p>

附 則

（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十一年九月二十四日）から施行する。

第二十九条 各省各庁の長は、第十条の規定によるほか、その所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を管理する。

第二十九条の二 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に前条の契約に関する事務を委任することができる。

2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、契約担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）の事務の一部を分掌させることができる。

4 第四条の二第四項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

5 第三項の規定により契約担当官の事務の一部を分掌する職員は、分任契約担当官という。

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第二十九条の四 契約担当官等は、前条第一項、第三項又は第五項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもつて代えることができる。



きる。

第二十九条の五 第二十九条の第三項、第三項又は第五項の規定による競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

2 前項の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

第二十九条の七 第二十九条の四の規定により納付された保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち、落札者（前条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下次条において同じ。）の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、国庫に帰属するものとする。

第二十九条の八 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

2 前項の規定により契約書を作成する場合には、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

第二十九条の九 契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売払代金を即納する場合その他政令で

定める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 第二十九条の四第二項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

第二十九条の十 前条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、国庫に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

第二十九条の十一 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

3 前二項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、政令の定めるところにより、第一項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

4 各省各庁の長は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、第一項の監督及び第二項の検査を、当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることができる。

5 契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第一項の監督及び第二項の検査を委託して行なわせることができる。

第二十九条の十二 契約担当官等は、政令の定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（各省各庁の長が定める一般競争参加者の資格）

第七十二条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随

時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

3 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第一項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。

4 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第一項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第二項に規定する申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)

第七十三条 契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、前条第一項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる。

(入札の公告)

第七十四条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を五日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第七十五条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 競争入札に付する事項

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三 契約条項を示す場所

四 競争執行の場所及び日時

五 会計法第二十九条の四第一項の保証金(以下「入札保証金」という。)に関する事項

(入札の無効)

第七十六条 契約担当官等は、第七十四条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第七十七条 契約担当官等は、会計法第二十九条の四第一項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- 二 第七十二条第一項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第七十八条 会計法第二十九条の四第二項の規定により契約担当官等が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債のほか、次に掲げるものとする。

- 一 政府の保証のある債券
- 二 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- 三 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
- 四 その他確実と認められる担保で財務大臣の定めるもの

2 前項の担保の価値及びその提供の手続は、別に定めるものを除くほか、財務大臣の定めるところによる。

(予定価格の作成)

第七十九条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格(第九十一条第一項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。)を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第八十条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第八十一条 契約担当官等は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(再度入札)

第八十二条 契約担当官等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(落札者の決定)

第八十三条 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、契約担当官等は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことができる契約)

第八十四条 会計法第二十九条の六第一項ただし書に規定する国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものは、予定価格が一千万円(各省各庁の長が財務大臣と協議して一千万円を超える金額を定めたときは、当該金額)を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としなければならない場合の手続)

第八十五条 各省各庁の長は、会計法第二十九条の六第一項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

第八十六条 契約担当官等は、第八十四条に規定する契約に係る競争を行つた場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなつたときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 契約担当官等は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その調査

の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

第八十七条 契約審査委員は、前条第二項の規定により、契約担当官等から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によつて意見を表示しなければならない。

第八十八条 契約担当官等は、前条の規定により表示された契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と同一であつた場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

2 契約担当官等は、契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができらる。

（公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としなない場合の手続）

第八十九条 契約担当官等は、第八十四条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を当該各省各庁の長に提出し、その者を落札者としなないことについて承認を求めなければならない。

2 契約担当官等は、前項の承認があつたときは、次順位者を落札者とするものとする。

（最低入札者を落札者としなかつた場合の書面の提出）

第九十条 契約担当官等は、次の各号に掲げる場合においては、遅滞なく、当該競争に関する調書を作成し、当該各号に掲げる書面の写しを添え、これを当該各省各庁の長を経由して財務大臣及び会計検査院に提出しなければならない。

一 第八十八条の規定により次順位者を落札者としたとき、第八十六条第二項に規定する調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面並びに第八十七条に規定する契約審査委員の意見を記載し、又は記録した書面

二 前条の規定により次順位者を落札者としたとき、同条に規定する理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面並びに当該各省各庁の長の承認があつたことを証する書面

（交換等についての契約を競争に付して行なう場合の落札者の決定）

第九十一条 契約担当官等は、会計法第二十九条の六第二項の規定により、国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に

関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が国にとつて最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる。

2 契約担当等は、会計法第二十九条の六第二項の規定により、その性質又は目的から同条第一項の規定により難い契約で前項に規定するもの以外のものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

(再度公告入札の公告期間)

第九十二条 契約担当等は、入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第七十四条の公告の期間を五日までに短縮することができる。

(せり売り)

第九十三条 契約担当等は、動産の売払について特に必要があると認めるときは、本節の規定に準じ、せり売りに付することができる。

(指名競争に付することができる場合)

第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
  - 二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
  - 三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。
  - 四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。
  - 五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
  - 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。
- 2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第九十五条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、第七十二条第一項に規定する事項について、指名競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない。

2 第七十二条第二項及び第三項の規定は、各省各庁の長又はその委任を受けた職員が前項の規定により資格を定めた場合に準用する。

3 前項の場合において、第一項の資格が第七十二条第一項の資格と同一である等のため、前項において準用する同条第二項及び第三項の



規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は、行なわず、同条第二項及び第三項の規定による資格の審査及び名簿の作成をもつて代えるものとする。

4 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、年間の契約の件数が僅少であることその他特別の事情がある契約担当官等に係る指名競争については、当該競争に参加する者に必要な資格及びその審査に関し第一項及び第二項に定めるところと異なる定めをし、又は当該競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しないことができる。

(指名基準)

第九十六条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、契約担当官等が前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

2 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、前項の基準を定めたときは、財務大臣に通知しなければならない。

(競争参加者の指名)

第九十七条 契約担当官等は、指名競争に付するときは、第九十五条の資格を有する者のうちから、前条第一項の基準により、競争に参加する者をなるべく十人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第七十五条第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第九十八条 第七十条、第七十一条及び第七十六条から第九十一条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。
- 二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- 二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
- 二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

第九十九条の二 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第九十九条の三 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第九十九条の四 前二条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(予定価格の決定)

第九十九条の五 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、あらかじめ第八十条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

(処分等の制限)

第十八条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 国以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（国と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適

- 当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。
- 二 国が地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 国が行政財産である土地及びその隣接地の上に国以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を所管することとなる各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合
- 四 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十二年法律第百十五号)第二条第二項に規定する庁舎等についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、国以外の者(当該庁舎等を所管する各省各庁の長が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)
- 五 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この条において「特定施設」という。)を国以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前各項の規定に違反する行為は、無効とする。
- 6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。
- 7 地方公共団体、特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるもの又は地方道路公社が行政財産を道路、水道又は下水道の用に

供する必要がある場合において、第二項第一号の貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定又は前項の許可をするときは、これらの者に当該行政財産を無償で使用させ、又は収益させることができる。

8 第六項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は収益については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、適用しない。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行

政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する判決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体は、契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若

しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたとところによるものとする。

(長期継続契約)

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百三十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第三項の規定の適用

がある場合でなければ、これを信託してはならない。

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。  
(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。



- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

- 第二百一十一条の二 地方自治法第九十六条第一項第五号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。
- 2 地方自治法第九十六条第一項第八号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

（指名競争入札）

第二百一十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札にすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第二百一十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約にすることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契

約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第一条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れれる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れれる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格そ

他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

第百六十七条の三 地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第百六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格とし

て、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。第六十七條の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(一般競争入札の公告)

第六十七條の六 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

(一般競争入札の入札保証金)

第六十七條の七 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が确实と認める担保の提供をもつて代えることができる。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第六十七條の八 一般競争入札の開札は、第六十七條の六第一項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

2 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第六十七條の十第二項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第六十七條の九 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第六十七條の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

第六十七條の十一 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四條第三項 本文又は前條の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はそ

の者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者として定めることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものを選定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第六十七条の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

（指名競争入札の参加者の資格）

第六十七条の十一 第六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3 第六十七条の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（指名競争入札の参加者の指名等）

第六十七条の十二 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資

格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 第六十七條の六第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第六十七條の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約については第二項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第六十七條の六第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

（指名競争入札の入札保証金等）

第六十七條の十三 第六十七條の七から第六十七條の十まで及び第六十七條の十の二（第六項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

（せり売りの手続）

第六十七條の十四 第六十七條の四から第六十七條の七までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

（監督又は検査の方法）

第六十七條の十五 地方自治法第二百三十四條の二第一項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第二百三十四條の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四條の二第一項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四條の二第一項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とするこ

とその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適當でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(契約保証金)

第六百六十七條の十六 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第六百六十七條の七第二項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第六百六十七條の十七 地方自治法第二百三十四條の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。



別表第三 (第百二十一条の二関係)

工事又は製造の請負			
都道府県	指定都市	市(指定都市を除く。次表において同じ。)	町村
五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
			千円

特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号) (抄)

(設定の要件)

第十五条 ダム使用権は、国土交通大臣が、流水を特定用途に供しようとする者の申請によつて設定する。

2 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件に適合すると認められた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

一 申請人が多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該特定用途に供することが、河川の総合開発の目的に適合すること。

二 申請人が、流水を当該特定用途に供することについて、及び流水を当該特定用途に供することによつて営もうとする事業について必要な行政庁の許可、認可その他の処分を受けていること又は受ける見込が十分であること。

(設定の申請の却下)

第十六条 国土交通大臣は、基本計画を作成したときは、基本計画にダム使用権の設定予定者として定められた者以外の者の設定の申請を却下することができる。

2 国土交通大臣は、次の各号の一に該当すると認めるときは、ダム使用権の設定予定者の設定の申請を却下しなければならない。

一 ダム使用権の設定予定者が、前条第二項の要件を備えなくなつたとき。

二 第七条第一項の負担金を納付しないとき。

三 基本計画を廃止したとき。

(設定)

第十七条 国土交通大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。

第十八条 ダム使用権の設定は、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 設定の目的

二 ダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量

2 前項第二号に掲げる事項は、当該多目的ダムが十分にその効用を果すために適切なものでなければならない。

(流水の貯留が確保される地域)

第十九条 ダム使用権によつて流水の貯留が確保される地域は、前条第一項第二号に規定する流水の最高水位における水平面が土地に接する線によつて囲まれる地域とする。

(性質)

第二十条 ダム使用権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

第二十一条 ダム使用権は、相続、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに一般の先取特権及び抵当権の目的となるほか、権利の目的となることできない。

(処分の制限)

第二十二条 ダム使用権は、国土交通大臣の許可を受けなければ、移転(相続、法人の合併その他の一般承継(法人の分割による承継の場合にあつては、当該ダム使用権の 設定の目的に係る事業の全部を承継させるものに限る。))によるものを除く。)の目的とし、分割し、併合し、又はその設定の目的を変更することができない。

第二十三条 抵当権の設定が登録されているダム使用権については、その抵当権者の同意がなければ、分割、併合若しくは設定の目的の変更の許可を申請し、又はこれを放棄することができない。

(取消の処分等)

第二十四条 国土交通大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第二十三条の規定による許可の全部又は一部を取り消す場合において、何人にも従前どおりの流水の占用を認めることができないときは、ダム使用権につき、これに相当する取消又は変更の処分をしなければならない。

第二十五条 国土交通大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第二十三条の規定による許可の全部又は一部を取り消した場合において、他の者に新たに流水の占用を認めるため必要があるときは、ダム使用権者に対し、相当の期間を定めてダム使用権の全部又は一部を他の者に譲渡すべきことを命ずることができる。

2 前項の期間内にダム使用権の譲渡がされないときは、国土交通大臣は、ダム使用権者の有していた流水占用権の全部又は一部と同一の流水占用権につき他の者が河川法第二十三条の規定による許可を受ける見込が十分であるときに限り、ダム使用権の全部又は一部につき取消の処分をすることができる。

(登録)

第二十六条 ダム使用権又はダム使用権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限は、ダム使用権登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しな

い。

4 ダム使用権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

5 ダム使用権登録簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二章第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（納付金）

第二十七条 ダム使用権の設定を受ける者は、第十七条の規定により設定を受ける場合を除き、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該ダム使用権の設定の目的である用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の納付金を国に納付しなければならない。

（負担金等の還付）

第二十八条 ダム使用権につき、第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分があつたときは、国は、すでに納付された第七条第一項の負担金又は前条の納付金のうち、同条に規定する方法と同一の方法により算出した金額を還付するものとする。ただし、第十七条の規定によりダム使用権の設定を受けた者に対して還付する額は、第七条第一項の負担金の額から政令で定めるところにより算出した償却額を控除した額をこえないものとする。

2 第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分により消滅した全部又は一部のダム使用権の上に抵当権の設定が登録されているときは、国は、その抵当権者の承諾を得た場合を除き、前項の還付金を供託しなければならない。

3 抵当権者は、前項の規定により供託された還付金に対して、その権利を行うことができる。